

「からゆき」と婦人矯風会（2）

—九州の一地域女性史の視角から—

倉 橋 克 人

はじめに

- 一 「からゆき」の地域的温床
- 二 「密航婦」問題の浮上
- 三 婦人矯風会の関わりについて
- 四 シベリア委員会の設置と現地視察

（以上、本誌第五一号）

五 九州の女性キリスト者の対応について

それでは、当時の九州地方、殊に「からゆき」を最も多く送り出していた島原、天草両地方の隣接地として、他の地域以上に事態の深刻さについては承知していたと思われる長崎や熊本の女性キリスト者は、この問題に対してどの

ような関わりを示していたのであろうか。

矯風会の各地方支部の、最初の連合機関である九州部会が結成されたのは、一九一三年一月のことであった。同月一日に若松日本基督教会で開催された第一回部会には、佐賀、熊本、長崎、門司、若松の五支部から代表一〇名が参集し、各支部の活動報告の他に、幾つかの事項が協議されたが、この時点では、「からゆき」問題は議事にも供されてはいない。⁽¹⁰⁾翌一四年一月一七日に長崎市袋町青年会館で開催された第二回年会においても、若松支部から「兵士凱旋に対する請願」、長崎支部から「軍人家族訪問」や「風俗取締」についての議題が提出されているが、やはりこの問題が論議された形跡はない。⁽¹¹⁾在外娼婦問題が、ようやく九州部会において取り上げられたのは、その翌一五年の一〇月二六、二七日に鹿児島メソヂスト教会で開催された第三回年会においてであった。

折しも、その年の四月一日に同志社女学校で開催された矯風会第二三回大会は、大正天皇即位を奉祝する「御大典記念」としての意味合いが濃く、この時、「御大典奉祝のため催さるゝ公開の席上に、賤業婦を侍せしめざるは勿論、其の他凡て風俗を紊乱する行動は、嚴重に之れを取締られん事を、其の筋に請願する事」とともに、「精神的記念運動として、今後六年を期して、公娼を全廃する事」の二つの運動方針が決議されており、この九州部会の年会においても、若松、熊本、長崎、鹿児島各支部から「御大典記念運動」に関する活動報告がなされ、大会決議が反映された形となっている。同年会には、本部側から林歌子、守屋東の兩名も講師として臨席していたが、この時、若松支部提出の「九州列車に禁煙車を附属せしむることを九州鉄道管理局に請願する事」等の議題に加えて、「海外醜業婦（島原女の如き）の取締に就て、支部の運動方法如何」が上程されている。そして議場では、左記の議事録にあるような協議と決定がなされた。

議案につき村田部長説明。守屋講師は起ちて本問題は今回議事中、最も適切、而して意義ある重要問題にして、本部会は大いに尽力すべきものなりとて、之等醜業婦の悲惨なる実例を語り、宣しく右取締に關する請願書を九州各県庁に提出し、一方彼等産地の郡市町村長及小学校長には度々通信し、覚醒を促すこと、及天草島原地方を根拠とせる代議士を説きて、取締問題の提出者となすべき事を絶叫せらる、次いで林講師も亦部会の御大典記念事業として、大いに奮闘努力すべし奨励あり、然して請願書起草委員として各支部代員より一名宛を挙げ、両講師立会起草の事に可決。⁽⁴⁾

なお、これに先だつ同年八月中旬に、長崎支部は、廓清会から講師として益富政助と山室軍平を招いて、講演会、及び女性層を対象とした特別集會を開催しているが、この時の盛況を、支部長の奥きく子は次のように報告している。

八月一六日午後八時長崎青年會館に於て大演說會を開く、準備委員連日の御骨折により曇りの折にも不拘聴衆五百に充ちたり。禁酒會長片田江氏の司會にて益富氏は矯風問題特に海外醜業婦問題につきて熱心に説かれ又実例によりて彼等は同情すべきものなるが、彼等は忌むべき厭ふべき、悪むべき者に非ずして憐むべく同情すべきもの、我等はあらゆる手段方法を以て彼等を救はざるべからずと論じ存娼論者に対し痛快なる駁撃を与へられたり。山室大佐は『信仰の根本問題』につき日本に於ける救世軍が過去二十年間に実行せし働を語らる(中略)十七日午前八時より婦人の集會を開く、聴衆意外に多く百余名に達す、奥きく子氏の司會にて益富氏は矯風廓清の問題につき特に我同胞婦人の自覚を求められ更に矯風會の決議文につき徹底せる説明を与へられたり。山室大佐は『社会改良と婦人』につき婦人の勢力を数項に分ちて懇切に説かる(中略)両先生の御熱心なる御講演によりて我等會員は新たな生命を与へられしは申すまでもなく神を知らざる人々に多くの感動を与へられしを信じて深く感謝いたし候(後略)。

かかる経緯からして、九州部会の年会における「からゆき」をめぐる議題の提出は、長崎支部によってなされたものと思われるが、年会で請願書起草委員にも選出された奥は、「島原女、是は長崎支部が特に与へられたる使命ではないでせうか。（中略）彼等を救ふ為には職業を与へねばならぬ、教育を与へねばならぬ。与論を動かさなくてはならぬ、私共は請願書を出したゞけで手を懐にして居る可き時ではないと思ひます。どうか数年の内に何か具体的な救済の方法を講ぜねばなりません。（中略）島原の廓清せらるゝ事は長崎の救であり、又九州の救であります」と、同支部にとつてこの問題が、焦眉の課題であることを披瀝している。そして年が明けた一月三一日に、早速、彼女は、活水女子専門学校教授の宣教師ヘレン・カウチを随伴して長崎県庁を訪れ、李家隆介県知事、岩井敬太郎内務部長、斎藤守圀警察部長に面会を求めたが、行政の各長は、彼女たちの陳情に対していづれも好意的に応接し、特に岩井内務部長などは、矯風会の働きに対して強い関心を示すとともに、「南高来郡の教育者の覚醒を促す為に手紙又雑誌廓清等を送付し又彼地に於て此問題の為に演説会を開く事及矯風会より救世軍に長崎に分営を置かれんことを急がるゝやう乞ひ私共と力を合せて働きたき考等を述べたり」といった、前向きな姿勢を示したという。

けれども、その後、長崎支部が、この問題に対して具体的な行動を起こすことはなかつたようであり、一八年五月の支部報告にも、「先年鹿児島にて開かれ候九州部会にてお引き受け致したる島原女の問題も始終念頭に在りながら実行いたし申さず心苦しく候」と陳謝している。しかし同報告には、続いて「幸今回面よごしを拜見して是こそ彼地教育者に呈すべき屈強のものと同存じ候間別紙の手紙相添へ南高来郡全部、長崎市全部の小学校長に呈する筈に候、是を手始めに引きつゞき何かさし出す事に可致候、労働の神聖と申様の意味のものも実に必要と存じ候、何卒本部の小冊子部に於て御研究なし下され度候、右の都合に御座候間、先日御願申上おき候面よごし五十部至急御送付御願申上度候何卒よろしく願上候、猶熊本にも右の事おすゝめ申上おき候」とあり、問題をめぐる啓発的な内容を含む小冊子

を、長崎市内、並びに島原地方の教育関係者に配布することを念頭に置いていた様子が看取される。なお、文面の「面よごし」とは、前節で触れた布川静淵の文章を指しているものと考えられるが、この翌一九一九年の夏には、矯風会の委嘱を受けて、彼によつて島原、天草地方の実地調査がなされたことは、既述した通りである。

ところで矯風会は、一九一六年四月四日から開催された第二四回大会において、「一年一回必ず九州部会を訪問するの件」を、「本部より遠くはなれ居る地にて時々奨励、刺激を要するは当然」として決定するとともに、前年に決議された「御大典記念運動」の一つであつた公娼全廃運動の決議文の中の「今後六ケ年を期して」との条文を、「大正十年を期して公娼全廃の法令を獲得する事」に改め、その具体的な運動策として「五錢袋運動」を開始することを決議している。同運動は、単なる運動基金の募集にとどまらず、「新聞雑誌を用ふる事」「演説会を開くこと」「遊説員を派遣すること」、さらには「全国各学校に懸賞文学を募ること」といった方法で、「全国の与論を喚起する事が第一」「人心を教育する事が必要」といった喚起に示されるように、全国的規模の広範な啓蒙教育運動を展開しようとしたものであつて、その趣旨は、発案者の久布白の説明によれば、「五錢袋を以て広く資金を募ると共に、此れに関する世人の同情を喚起し、講演団は以て広く人心の教育を為し、小冊子、印刷物は馳せて是に濃くに波動を伝へ、上下人心の熟せし暁には、一大請願となつて政府にゆき、其断行を迫るも可し、一つの明かなる目標を定めて、全会の精力を此処に集中する時に、必らず国家に対し、一つの使命を果し得ることゝ信じます」との抱負によるものであつた。

この運動の担い手は「兵員」と呼ばれたが、次第に多くの支持者を集めるようになり、一九年三月の『婦人新報』には、「最初第一年に三萬、第二年に六萬の印刷高は、今年に到つて十萬となりました。今年は特に内地は悉く、三府四十四県、北海道より九州まで、海外に踏み出しては、北米、台湾、朝鮮、滿州まで其足跡を印しはじめました」

といった成果が紹介されるとともに、寄せられた基金の一部が、「五十年来、存分は海外に投げ出されし、同性の婦人等のために、始めて救ひの綱を投ぐる事に着手する事が出来た」として、先のシベリア視察の費用に当てられたことも報告されている。^(註) こうした運動気運の高揚と地域的な拡がり、九州部会の活動にも波及していたことは、同部会の、それまでの活動内容と対照すれば、瞭然としている。

前述したように、布川による視察報告を受けて矯風会は、今後の運動の具体策の検討を九州部会と本部シベリア委員会に付託し、その結果、「からゆき」供出の「根拠地」である島原、天草、佐賀地方における教育運動に着手することが決定され、有給の専任幹事が九州部会に派遣されることになったが、この計画をめぐって久布白は、「私共は九州部会と共に、協力同心是非此の地方の開拓に任じ、出来得べくは来る四月よりは、一人の有給の働き人を得て、九州部会と共に、島原、天草教育伝道の働きを開始したいものと思ひます」と、本部側も、九州部会と連携して運動に邁進することを強調している。では、当の九州部会では、どのような取り組みがなされたのであろうか。

この年の第六回九州部会大会は、一月四、五日の両日、福岡メソヂスト教会で開催されたが、この時、九州部会に属する一〇支部のうち八支部の代表二四名、そして本部側から矢島、守屋の両名が参加し、提出された一八議題のうち、特に「部会費を拾銭とする事」「九州部会に専任幹事を派遣せらるゝやう本部に請願する事」「国民保健に関する懸賞文募集の件」の三件が集中的に協議された。第一の部会費増額については、「諸物価が暴騰して居る際故との理由」で即決されたが、二番目の、長崎支部によって提出された専任幹事派遣の件は、二日間にあつた議論の末、「先九州にある各支部が一月共力して参拾円づゝを募金し(一)本部会計に指定寄附(九州部会専任幹事の俸給の一部とする事、(二)本部に請願して適当な人物を推薦してもらふ事、(三)適任者の有無に不拘大正九年正月より本部へ月額三十円寄附する事、(四)各支部(九州部会の)の代員は帰つて其支部の臨時總會を開き部会の決議を伝へ

其支部の負担額を決定する事」が議決の運びとなっている。

右記の経過から、島原、天草地方における教育運動の実務に携わる専任幹事の派遣は、長崎支部の提案によって、九州部会の方から本部側に要請されたものであったことが知られるが、想像するに、その背景として、当該地における運動の具体策の検討を付託されたものの、当時の九州部会には、福岡、熊本、長崎、久留米、鹿児島、大分、大牟田、若松、下ノ関等の各支部が属してはいたが、内情としては、各支部は小規模の会員集団であつて、どちらかと言えば、親睦と修養を旨とする例会を日常的に重ねているに過ぎず、九州部会が統一組織機関として、この問題に直接に関わることは、現実には困難と判断し、そのため、むしろ本部側から、そうした働きを担ってくれる有能な人材を推挙してもらつた方が望ましい、との意向が働いたものと思われる。

また、第三の懸賞文募集の件であるが、これは門司支部からの提案であつた。「議題説明書」には、「矯風会の趣意は国民の弊風、陋習を矯正し、善良にして且つ健全なる国民を造らんとするにあることは今更申す迄もございません。国民の健康を害し、良心を麻痺せしめ、墮落淫靡の風を助長せしむる弊風陋習は公娼私娼醜業婦飲酒等より甚しきものはありますまい、殊に海外醜業婦に至つては、品位を失墜し、国運を阻害すること少なからざる有様であります、それですから此等酒色を一扫することが出来れば、国民の保健率を増進する上に効果の顕著なるものあるは疑はざる所」(傍点引用者)と、趣意が説明されているが、では、こうした「弊風陋習を一扫する」といつたスローガンが、どうして「懸賞文募集」といつた形で落着するのであろうか。この点に関しては、「其方法必ずしも一二に止まらな」と存じますけれど、その一は青年男女学生に之が国民の健康を害し、精神を墮落し墮弱に流れしめ、道徳心を遅鈍ならしめ、国家の元気を銷沈せしむるものなる事を深く考へしむる事であり、彼等が長じて家庭に於ては主婦となり、社会に出てで、は公人として大に活動する場合に及んで、根本的に矯正革新する事、恰も最近の米國が拳国禁

酒を断行するに至つたるは、過去数十年に亘つて少年子女に酒害の恐るべきを深く考へしめたる結果と同じ結果を見るやう現時に於て、その素養に尽力することが大切」として、青年学生層を対象に懸賞金をかけて文章を募ることによつて、彼等に問題を認識させることが最も有効な方法であると述べられている。

しかし、矯風会本部においても、同旨の懸賞文募集は既に実施された経緯もあり、どうして九州部会が、ここで改めて独自に同じ企画を重ねる必要があつたのであろうか。この点については、「第一、本部の懸賞文は日本全国の学生、而も大学生迄も含んでゐました、それですから九州の学生、殊に中学生とか女学生とかいふ程度の学生達は余りに注意しなかつたやうです、本来此の趣意は青年男女学生の注意を喚起せしむるにあるので、必ずしも文章そのものにのみ重きをおくのではございませんから、九州部会は、九州に在学中の中学生及び女学生より文章を募集する事とし、彼等がかゝる問題に深く注意するやうに致したい」、「第二、醜業婦の居ない府県はございますまいけれ共、海外にまで出稼する醜業婦は、島原、天草の者の最も多いと云ふ事です。(中略)九州部会としてもいつ迄もこれを見過する訳に参りません、就ては九州の青年男女をして之が弊害の如何に多大なるかを考へしめ、且つその救済策を案出せしむるために懸賞文を募集するは適當」との釈明が施されている。

このように、九州部会においては、「からゆき」問題は、結局、専任幹事の招聘と懸賞文募集といった、非常に局限化された形で収束することとなり、こうした対応が、果たして本部側が期待していた結果であつたかについては疑問を感じさせなくもないが、やはりこれが、当時の地方支部組織の裁量の限界なのだろう。ともあれ、大会終了後、矢島と守屋は、同月八日に大牟田に、翌九日には熊本に赴き、長崎に到着したのは、一日夕刻のことであつた。彼女たちの長崎滞在は三日間と短いものであつたが、翌一二日から二人は、事前に長崎支部によつて準備されたスケジュールに従つて、活水女学校をはじめ、市内の各小学校や女子師範学校等を巡回して、講演活動に奔走したが、二日

目の最後の訪問先であつた長崎女子師範学校で、彼女たちは予期していなかつた出来事に遭遇することとなる。それは、同校に在学していた島原出身の女学生とじかに接触できたことであつた。この時の体験を、守屋は感慨を込めて、次のように報告している。

此處にも凡て感謝すべき集会を持つ事が出来ました特に女子師範に参つた時は深き摂理とさへ思ひました、学校の事ですから宗教談は勿論出来ません、私共は会の主張とする男女貞操問題を述べました、私は特に此長崎が島原と同県下にあるといふ事から、師範学校の諸姉にどうか私共と一緒に成つて海外醜業婦防止の一点に留意して島原天草の教育事業にあつて頂きたい事を高調しました、会合を終へ帰る時、一教師に連れられて私共を見送つて下さつた五人の姉妹は皆島原出身の学生でした、『自分の郡が、村が海外に渡航する醜業婦を出して居る為に、日本が斯くまで恥を負ひ辱をうけて居るといふ事を深く感じた事はありません、学校を出て其土地に帰り教職につくときは必ず今日のお話を思ひ出して、子弟を教へませう』と其決心を述べたい為に出て来ましたといふ事です、私共ともに此姉妹等と悲しみました、励まされました、そしてどうしてもやらなければならぬといふ気を強くしました、五人の姉妹の名を記して帰りました、其土地の人が起つて担ひ其改むべき事を改むるやうになつてこそ真物です(後略)。

こうして彼女たちは、期待を残して長崎を離れ、続く一四日には、当初は予定されてはいなかった佐世保にも足を踏み入れた後、次の訪問地である広島に向かつたが、他方で、その頃、矯風会本部においても問題が生じていた。この年の四月五日から七日にかけて横浜共立女子神学校を会場に、矯風会は第二八回大会を開催し、この時、本部側が提出した「義務金を五銭に値上げの件」をはじめ、五つの議題が論議されたが、その中で注目されるのは、「九州部会に有給書記を置く件」とともに、「海外醜業婦防止運動の東洋本部を日本に置くの件」が上程されていることであ

る。前者については、既に九州部会が本部宛に毎月二五円の送金をしつつあるので、「近き将来に於て適當なる人を派遣するやう大会は之を承認」したものの、後者に関しては、第二日目に開かれた風俗部研究会で、「昨年二月シベリアに三名の視察員を送りし事は布川氏島原天草地方の生活状態視察に至り（海外醜業婦が多く此の地方より出で居る故）、遂に今次の萬国婦人矯風会大会には海外醜業婦防止事業の東洋本部として日本を指定せられん事を請ふに及びしなり」との説明がなされている。これは、もはや「からゆき」問題は、日本の国内の事柄ではなく、國際的な問題として位置づけ、全世界の矯風会が担う共通の課題として、問題の解決に当たろうとする意図が働いたものと思われる。しかし協議は、予想に反して錯綜し、「海外醜業婦問題につき東洋の委員会を日本に開催の件に就きては余りに國辱を他に曝すが如き挙に非ずやとの説ありしも、萬国本部よりの東洋派遣員などは此の問題に就き我々日本人よりもなほ深き知識を有し居る事なれば寧ろ彼等を日本に招じて、我が海外醜業婦の有様を審かにするは然したる問題には非るべしとの答あり、本部にても未だ具體的の計画としては作り居らず、来年一月頃、ゴルドン女史来朝を期として運動を開始せんかとの案もあり。萬国大会出席中のガンドレット夫人には海峽殖民地に於ける我が國醜業婦の状態視察を依頼しあれば、今秋同夫人帰國の暁には事情を審かにし得るならんと思はる」（傍点引用者）として、即決は見合わされる結果となっている。つまり、当の矯風会内部にあつても、認識が組織的に必ずしも一致していた訳ではなかつたのである。

その後、翌二一年四月五日から七日まで靈南坂教会で開催された第二九回大会では、この案件は議題から姿を消し、「海外醜業婦問題は醜業婦の産地の如く見なされ居る天草島原の視察を布川静淵氏に依頼せし報告を印刷して、昨年六月『海外醜業婦問題天草島原篇』として出版せり。今期議會に於ては海外醜業婦取締法案は採託となれり」といつた、事務的な事後報告がなされたに過ぎなかつた。また、懸案となつていた専任幹事派遣問題についても、翌二二年

一月八日から熊本で開催された第八回九州部会大会において、「専任幹事費として本部納付金は適任者ある迄中止の事」が議題として上程されており、結果として、実現には至らなかつた様子が窺われる。なお、この件に関しては、「専任幹事費を集むる事は適任者ある迄中止の事」「既納の幹事費は九州各支部を巡廻せらるゝ講師の旅費にあつる事」「各支部は部会に出席する代員の宿泊料金補助として一人一日につき金一円を納附する事」が付帯決議されている。

このように、島原、天草両地方における矯風会の特別教育運動の構想は、結果的に、専任幹事となる適任者が見つからないまま、ほとんど具体化することはなかつたのであつた。しかしそもそも、当該地における伝道教育活動といつても、実際問題として、たとえば島原地方の場合、かねてより日本基督教会による開拓伝道が断続的に試みられてはいたものの、それほど芳しい成果は認められてはならず、天草地方に至つては、その拠点すらなかつたのであつて、かりに専任幹事が着任したとしても、いきおい、その物理的な負担は、相当程度に厳しいものとならざるをえず、その上、活動の実際についての具体的な展望が、当の九州部会内でも十分には確立されていない状態で、幹事を招聘すること自体、考えてみれば、無責任な話でもあろう。そうして、結局、矯風会としては、そのような、地域に密着した教育の課題については、地元の行政機関や、当時、相次いで簇生していた処女会の働きに期待せざるを得なくなつたのであつた。

たとえば、二二年一二月の『婦人新報』に掲載された久布白による「社会改善の歓喜」と題する一文は、「天草に於ける廓清運動」についても触れて、同地における九州部会熊本支部の働きをめぐつて、次のように評価しているだけがある。

娘子軍の本来として其名を高くして居る天草は、全郡六十二ヶ村、数年来、泉崎郡長の指導の下に、非常な努力を教育、

改善の方面に進めて居ります、郡長就職後高等女学校は設けられ、又各村に今や実科補習科の設備を為しはじめ、又六十二ヶ村中、其五十二までに処女会は催せられ、総數六千人を越ゆる有様です、此度熊本支部の非常なる活動により、高瀬牧師、野中夫人と共に彼地に渡り全嶋を一周し、本渡を始め、富岡、牛深の三ヶ處にて、高等女学校及び、劇場にて集會を催しましたが、いづれの處でも町長、校長、役場の方々の惜しみなき尽力により思ひの外の集會を為し又共に立つて廓清運動に力を添へんと志を示す表として數百の五錢袋を充し、感謝を以て帰途につきました、特に牛深の如き、古今無類の矯風会でした、先づ役場より千五百の戸數に対し戸別に案内状を渡し貰ひしを始めとし、集會の前後に浪花節をつけ、前興、余興と為してくれました、會集七百余堂に溢れ熱心に語る處をきゝ小袋に充し與るゝ人出立後も尚ほ繼く有様でした(後略)。

この天草における集會活動がいつのことなのかは、文面には記されていないが、先の第八回九州部會大会には、久布白が副會頭の立場で講師として招かれていたので、この前後のことであろう。この時期には、矯風会の地方支部の活動も活発となつており、各地で本部幹部を招いた講演會が開催されているが、その中には、地元の行政関係者や名士が來賓として出席する例も増えていた。⁽⁶⁾この熊本大会においても、一月八日の歡迎会には市會議長をはじめ、「市長知事夫人内務部長夫人警察部長夫人病院長夫人其他各新聞記者等凡そ三十名に近かりき出席者」があり、天草においても、地元の行政、及び教育関係者の支援と協力を仰いでもおり、当時の地方社会において、矯風会が占めていた、特權的なステータスの程が看取される。

だが、そのような足場に身を寄せる矯風会が掲げる主張が、果たして、「からゆき」を送り出している地域の、當の貧困層の人々に対して、どれほどの説得力があつたのかは、別問題であろう。一九一七年に矯風会は、「五錢袋運動」の全国的普及を目的に、『何故私は公娼私娼の全廢を主張致しますか』『公娼私娼全廢の理由』の二部の小冊子を

発行し、これを配布活用していたが、その中には、「如何なる形式で営まるゝとも、醜業は最も大なる罪惡で勿論国の内外を問ひませぬ。醜業は最も悪性なる腫物と同様です（中略）此の悪性の腫物は人を苦しめ且つ人命を奪ひ、他人に迷惑をかけ箇人にも又社会にも伝染致します」、⁽¹⁶⁾「売淫は恐ろしい、社会の腫物です」「売淫は、家庭の呪咀です」「売淫は、市街地と社会とを危険なる物と致します」「売淫は、恥べき悪病を、撒き散らすのです」「不潔な、不節操な父母は、純潔なる小供を世に出すことは出来ませぬ」といつた呪罵が溢れている。こうした断罪の姿勢では、娼婦たちに対する蔑視感情を増幅することはあつても、払拭することはできたであろうか。⁽¹⁶⁾

六 「からゆき」問題の終焉

こうして、矯風会による「からゆき」問題の取り組みは断続的に続けられたものの、事態の打開は遅々として進まなかつた。⁽¹⁶⁾ 帝国議会に対する請願は、一九一九年に至るまで延べ二八回にも及んだが、ついぞ一度も上程されることはなかつた。しかし、二一年三月の第四回帝国議会において、先の第二九回大会の報告にもあつたように、矯風会の長年の宿願であつた「海外醜業婦取締法案」は、ようやく議案として採択の運びとなり、それまで同会が継続してきた請願運動は、一応の目標を達したのであつた。⁽¹⁶⁾ けれどもここで、今一つの問題が浮上することとなる。

よく知られるように、同年六月末からジュネーブで召集された国際連盟の「婦人児童売買禁止に関する国際会議」において、加盟国三三カ国、及び民間団体の参加のもとで、主題をめぐる一〇数項目にわたる決議、及び勧告が行なわれ、最終議定書に基づく形で、九月の連盟第二回総会において「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」が締結された。会期中に締結二八ヶ国のうち二〇ヶ国が調印し、漸次、加盟国が増加の趨勢となるに至つて、やむなく原敬

内閣も、九月三〇日に同条約に調印はしたものの、その際、批准の前提として、「娼妓タリ得ヘキ最低年齢満十八歳ヲ高上シテ滿二十歳以上ト爲スコトハ我国ノ現状ニ於テ不適當ナルコト、娼妓稼業ハ自由稼業ニシテ所謂貸座敷営業者トノ間ニ雇傭契約等娼妓ノ意思ヲ拘束シ醜行ヲ強制スルカ如キ約束ハ存在セサルモノナルコト、(中略) 帝国内地ハ勿論朝鮮台湾等ニモ重大ナル影響ヲ及ボスモノナレハ該条約ヘノ加入ヲ留保スル等適當ノ措置ヲ採ル」との留保条件を付したのである。⁽¹⁰⁾ この前年の二〇年九月一日付で国際連盟から、この問題に対して意見照会がなされた際、当初は内務省側も「一九〇四年五月八日及一九一〇年五月四日ノ条約ニハ、我国モ亦加入スルヲ適當ト認ム、而シテ其結果海外ヨリ送還セラル醜業婦ニ関シテハ、本省ニ於テ之ガ保護ノ為ニ相當ノ準備ヲ為シ、漸次保護事業ノ徹底ヲ期セントス」と回答し、「からゆき」問題が厳しい国際世論に晒されていたことを認識してはいたが、その後、同省内部に条約加盟に対する異議が噴出し、結局、国内、及び植民地における公娼制の維持については外務省側もこれに同調して、それが、右記のような留保条件へと形をなしたのであった。

その後、二三年九月の関東大震災の復興等もあって、同条約は奉請批准には至らなかつたが、二五年に入つて、国際連盟から批准の督促がなされるに及んで、同年六月二三日に加藤高明内閣は、改めて国際連盟事務総長に対して「帝國政府ハ該条約第五条及千九百十年五月四日ノ条約最終議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限二代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シ且樺太及南洋委任統治地域ハ朝鮮、台湾及関東租借地ト事情ヲ同シクスルモノナルニ依リ帝國全権委員ノ署名ハ朝鮮、台湾及関東租借地ニ加フルニ樺太及南洋委任統治地域ヲ包含セス」との内容の宣言書を発するとともに、七月下旬には枢密院に逕付して諮問に臨んだ。当時、この問題は、国の内外で論議の焦点となり、外務省や枢密院ばかりではなく、言論界でも批判の論議が高まっていたが、内務省側は、一向に留保条件の撤回に応じる気配はなかつた。なぜなら、日本の対外侵略によって支配権を獲得した植民地、准植民地において、

既に内地の娼妓取締規則に準拠する形で導入された公娼制度が確立しており、それを、民政統治の上でも堅持する必要があると考えた同省としては、事態を改変させる訳にはいかなかったからである。この点で、同年八月下旬に『東京朝日新聞』が、政府の対応を次のように批判しているのは、当を得たものであった。

国際条約に関して特殊なる国情を理由として除外例を要求するのは、我が国が労働条約の場合しばしば用ゐた所であり、此の問題に関して婦女売買禁止標準年齢二十一歳を、十八歳に引下げんとするの、少年労働条約において最低年齢を引下げんとすると同一理由に基くのであらうが、選挙権の場合には、西洋人は二十歳でも二十五歳でなければいけず、被選挙権は三十歳でなければいけないと云ふ政府が、少年労働や娼妓稼業の場合には国際条約に除外例を要求してまでも、年齢低下を主張するのはむじゆんも甚しいと云はねばならぬ。又朝鮮台湾関東州等を此の条約の適用外に置かんとするのは、所謂娘^メ子^コ軍^{グン}を先頭に立て、開発する我が国植民政策との関係かも知れぬが、十九世紀以来白奴^{バク}の問題がやかましく起つて、国際連盟の婦女売買禁止監視委託を、連盟規約にかゝぐるまで重要な人道問題にした沿革が、アフリカや南米や小アジア等植民地の状態に初まつた事から見ても、条約の精神自体に反逆する無理な注文である(傍点原文)(174)。

矯風会は、既に二二年二月に、この条約に準拠する形で、久布白によつて草案が作成された「婦女ノ人權保護ニ関スル法律案」を、横山勝之助、斎藤宇一郎によつて第四五通常議會に提出したものの、審議未了扱いで否決された経緯もあつて、八月二八日以後、枢密院をはじめ、官庁、各新聞社を幹部が歴訪して、条約の無条件批准の要請を行ない、さらに、九月一四日には廓清会とも連携して、丸の内日本工業倶楽部で「婦女禁売問題懇談会」を開催して、政府による留保条件の完全撤廃を満場一致で可決している。その時の決議文は、翌日の新聞各紙で公表されるとともに、同月一六日の本會議前に枢密院と内閣にも送付されているが、前文には、「醜業^{ウウ}を営ましむる目的を以て、満二十一

歳以下の婦女を国際的に売買するは、奴隷制度の遺習にして人道上忍ぶ可らざるもの」として、「大正八年巴里媾和會議に帝國全權の提議して未だ成らざる人種平等案、及び、中に含める旨意は、今後我帝國の萬難を排して達成せざる可らざるところなるに付。然るに今や此種人道主義の國際條約に如上の除外例を求むるは、是れが由々しき障礙にして累を後日に貽すこと大なる」と、國際的観点からしても、日本政府が示した留保の姿勢は、人道上、容認できるものではない旨が主張されている。さらに、「朝鮮、台湾、樺太、関東州等新附の地域を該條約の適用以外に置くは、折角に我保護輔導を仰ぐ其地人民を劣等視し特に其地年少婦女の信賴に戻る不親切の措置なる」と批判した上で、「不逞無賴の徒をして、醜業を営ましむる目的を以て内地の婦女を先づ彼地に誘引転住せしめ、再転、海外に渡航せしむる機会を索めしめために條約加入の主要目的たる内地年少婦女の保護をも危殆ならしむるものなる」と、「からゆき」問題との関連性が言及されている点は注目される。

しかし、結局、同条約は一〇月一六日に、樞密院による、國家の体面上、なるべく早期に留保を撤回する旨の希望が付帯されただけで、政府原案通りに議會を通過し、一二月二日には批准、発効されることとなった。こうした事態に直面して、高島米峰は「こゝに於て、我が大日本帝國は、世界列強の前に、『日本は、今尚、世界的常識を常識とする程度までに、その文化が進んで居りませぬ。』といふことを、耻かしげもなく、酒蛙々々として告白して仕舞つたのである。(中略)ア、個人でも、耻を知らないもの位、始末の悪いものはないが、耻を知らない國家は、更に一層始末が悪い」と憤慨したが、矯風会も、一〇月二四日には帝大仏教會館を会場に、廓清会とともに、女子学生連盟、学生排酒連盟、廃娼期同盟会等との各派連合で「婦女禁売公娼制度問題大講演会」を開催するとともに、林久布白の兩幹部は、廓清会の伊藤秀吉とともに首相官邸を訪れ、さらに警保局にも足を運んで反対の意見陳述を行なうなどして、同条約の留保条件の撤廃の実現を訴えている。翌二六年の六月七日、廓清会との連合組織である「廓清

会婦人矯風会連合」が結成され、さらに、同年九月一六日には国際連盟理事阪谷芳郎を座長とする「婦女兒童禁売国民委員会」にも加盟して撤廃運動を推進していった。他方で、こうした運動の盛り上がりを背景に、既にその年の二月二一日には、星島二郎、内ヶ崎作三郎によって、この条約の留保条件撤廃、及び娼妓取締規則改正に関する建議案が帝国議会で提出されており、さらに、五月一日から開かれた全国警察部長会議においても、在京の諸大学総長、及び教授、有力新聞社、雑誌社、女性団体等の署名による請願書が提出されるに及んで、やむなく第二次若槻礼次郎内閣が留保の撤回に応じたのは、翌二七年二月九日のことであつた。しかし、星島らによる建議案の内容もそうであつたが、留保の撤廃は年齢条項のみに限られ、植民地等の適用問題については無視され続けている。

かかる政府側の対応に対して、同月二六日に開催された「婦女禁売問題同志大会」で挨拶に立つた貴族院議員の金杉英五郎は、「植民地も同じく、臣附の地である。ここでは十八歳から売買が行われて居るとせば、内地からもつて行き十八歳未満の女子が売買されることが免れない。故に私共は植民地の除外例の撤廃の爲めにも尽力せねばならない」(傍点引用者)と、改めて運動の継続を呼びかけ、さらに同大会では、「海外出稼醜業婦の誘引又は売買を取締るべき現在の刑法及関係法規は前記の義務を履行するに付不充分と思はれるから此際宜しく適當の補足改修を加ふるやう取計らはれ度し(中略)右条約の根本主義を尊重する為、又海外出稼醜業婦の誘引、拐去、売買の禁止を確実にする為、此等の犯行を充分に取締り以て件の婦女子を救護せられ度し」との、政府に対する要請決議がなされている。しかしその後、この条約は、国際連盟事務総長からの再三の督促を受けながらも、ついで、日本政府によつて実効に移されることはなかつたのである。

そうした折りに、その年の八月一〇日付で、シンガポール在住の日本基督教会牧師の梅森豪男から守屋東に電報が届いた。それによると、この時、英国シンガポール政庁が、翌年中にマレー半島全体で廢娼令をもつて中国人娼婦の

一斉掃討を断行し、次いで日本人娼婦も同様の処置を行なつて、百数十名の女性たちを本国に退去処分にする事となつたので、彼女たちの送還に当たり、責任をもつて尽力してもらいたい旨の督促が、英国官憲から在留邦人教会に打診されたという。梅森は、日本人会や領事館と交渉したものの、一向に具体的な進展がなく、結局、矯風会側に支援を仰いできたのであつた。⁽⁸⁾既に同地では、一三年に英国政府によつて白人娼婦の一斉退去が断行され、これに呼応する形で、翌一四年の四月には藤井実領事によつて、日本人樓主七二名に対して英領マレー全土からの退去命令が発せられて、多数の嬪夫たちが放逐された経緯があつたが、しかし、これ以降も、売春業者たちは形態を変えて営業を続けていた。島田三郎は、一九一一年一月の『廓清』に「移民問題と我風俗」との一文を執筆して、その中で、梅森の談話筆記を転記する形で、南洋における日本人娼婦の実態を紹介しているが、それによると、当時、マレー半島の在留邦人の総数は七、六七三名で、そのうち女性三、一〇〇名の中で、直接に娼妓と確認された者は一、三九五名、外国人の妾となつた者は三一〇名、さらに、私娼が概算で三〇〇名いたといひ、シンガポールの「からゆき」の大部分は長崎、熊本両県の出身者であつた。⁽⁹⁾こうした状況に鑑みて、二〇年一月四日に総領事代理山崎平吉は、当該地の日本人会長三〇余名を改めて招集し、同年一〇月を期して、各娼楼が自主廃業する旨の決議がなされている。⁽¹⁰⁾つまり、二七年に断行された英国政府による娼婦の一斉追放は、その総仕上げとも言ふべきものだったのである。⁽¹¹⁾

守屋自身も、かねてより彼地における廢娼の動向には関心を抱いており、即座に資金調達に着手して、九月に東京婦人ホーム教師の三輪まさのを随行してシンガポールに向けて出発し、上海、香港を経由して同地の視察調査を行ない、現地における「婦人ホーム」の設置や、本国送還後の娼婦たちの生活についての対応策等を関係者と協議して、一月二日に帰国した。そして、同月一二日には、「シンガポール醜業婦救済問題報告演説会」を国民講堂で開催して、その場で、「我国の海外醜業婦は日本帝国の聲望威信を失墜するもの甚しきものなれば、帝国政府は速かに是が

召還を断行すべし」との決議がなされたが、その「理由」には、「英国政府は明年度を期してマレー半島の公娼制度廃止を決意し、支那人娼妓の掃を布達せり。然るに日本人娼妓に対しては一等国としての面目と情誼とを重んじ、帝国政府の自覚的召還を希望しつゝあり。故に国際信義の上より見るも、直ちに友邦の期待に添ふべきは当然にして、何等躊躇すべき理由なし。政府は速かに国民の輿望を納れて、醜業婦人を召還すべきものなり」との主張が盛り込まれている。

また、矯風会は、一二月五日に、再度、現地における娼婦たちの救済機関を設置する目的で、三輪をシンガポールに派遣したが、書簡不着等の事務上の不手際で、結局、彼女は帰国のやむなきに至り、その後の記録に見る限り、彼地における「婦人ホーム」の設置は見送られたようである。しかし、これ以後、同会が「からゆき」問題に直接に關与した形跡は認められなくなる。その背景には、先の「婦女及児童売買禁止条約」に則する形で、国際的に娼妓が、この時期に次々と断行されていったことがあり、そして、第一次世界大戦後の国際社会における自国の地位向上を優先させる日本政府にとつても、もはや在外娼婦の存在は障碍でしかなかったのである。かくして、それまで国の内外で「汚辱」とされた「からゆき」は、歴史の表層から姿を消してゆくこととなり、矯風会の取り組みも、それとともに終結することとなったのであった。

では、彼地で放逐された娼婦たちは、その後、どのような顛末を辿つたのであろうか。彼女たちの多くは、既に中高年の年齢層に達しており、一部は帰国したもの、他は残留して私娼となるか、あるいは現地の男性と結婚するかして、生き延びることを余儀なくされたものと思われる。また、中には強引に帰国船に乗せられたものの、前途を悲観して自殺した高齢の女性の例もあったという。本国に送還された女性については、既に、二一年五月三日付で外務省は、警視總監、及び各県知事に対して「廢娼帰国者ニ対シテハ此際相当安定ノ途ヲ得セシメ再ヒ醜業ノ為海外ニ渡

航スルカ如キコト無之様保護取締方相当御措置相成度」との通牒を発し、同年七月一九日には内務省も同様の通達を各省次官に出してはいたが、実際には無策同然の状態であつて、郷里に戻つたからとて更生の方途が保証されていない状況下では、彼女たちの多くは生計の手段も見出せずに、結局は、日本内地や「満州」、朝鮮、さらには樺太等の公娼許可地へと移動していった者も少なくなかつた。要するに、それまでの「からゆき」問題は、天皇制国家による植民地政策の一環としての公娼制の網目の中に搦め捕られていたのであつて、決して、海外における日本人女性の売娼そのものが根絶した訳ではなかつたのである。

以降、矯風会による売娼運動の取り組みは、先述した廓清会婦人矯風会連合として、廓清会との連携のもとで推進され、二八年六月には「廓清会婦人矯風会売娼連盟」と改称して、運動の焦点を国内の各府県別の売娼実現に傾注することとなる。同年一月には「公娼制度廃止請願書」を各府県会議長宛に送付するとともに、地元の各議員に対しても売娼建議案の提出を呼びかけ、そうして、執拗な運動の展開の結果、埼玉県をはじめとする売娼決議県が次々と誕生してゆくこととなつた。さらに三一年六月に、国際連盟婦人児童売買委員会から「東洋婦女売買実情調査」の目的で、アメリカの社会衛生協会役員のパスコム・ジョンソンを代表とする七名の調査団が日本に派遣されたことも、運動を後押しすることとなる。矯風会も、この調査団には多大な期待を寄せて、接待係として久布白が随行して、在京をはじめ、関西各地における実情調査を補佐して協力を惜しまなかつた。そして、一ヶ月余に及ぶ踏査を終えて帰国した同調査団は、三三年三月に、アジア諸国の実情についての報告書を公表したが、その中の日本に関する報告では、「日本から海外への売買は、朝鮮から満州へ、関東洲から満州、支那へ、台湾から支那厦門港への売買が少しあり、日本々洲から満州朝鮮支那港市への売買がかなりある」として、「日本に国籍を有する醜業婦は、外国活動の中心地上海には日本人一五〇名、朝鮮人一五〇名、天津には日本人六名、朝鮮人六〇名、芝罘には日本人一三名、関東

洲以外の満鉄附属地では奉天に日本人九三名、朝鮮人三〇名、長春に日本人九三名、附属地帯外の諸都市に三一〇名居ると言はれ、ハルピンに日本人七九名、朝鮮人一五九名、北平にも数名の日本人が居た。厦門は日本人数名と台湾人一六五名、フィリピン日本人数名、シヤム日本人二名、蘭領印度は日本人は非常に少いらしい。さらに海峽殖民地に五二名、四個のマレイ連邦に約五〇名、非連邦マレイに数名、英語領土印度全体に五〇名である^(註)との統計が示されている。

はからずも、日本国籍を有する娼婦として、朝鮮人や台湾人女性^(註)が列挙されている事情に、日本の植民地政策の実相が浮き彫りにされているが、さらにこの報告書は、「北支^(註)に向けての日本婦女子の売買は、これは日本人の要求によるものであつて、国際売買といふ程の特徴を備へてゐない。然し、各国水兵、船員の群寄る東洋主要都市に於ける醜業婦^(註)の需要は、広汎且つ組織化した日本婦人の売買を招来した」と、女性の人身売買が厳然と行なわれていることを告発し、「日本には醜業婦^(註)のための特別紹介業が、法律で許可されてゐる」と、周旋業者の介在が公然たるものであることも指摘して、「醜業婦^(註)の大多数は農家の出であるが、その無知と貧困は、周旋業者の懐を肥してゐる。募集に際し周旋業者は、海外の華かな楽な生活をまざ、と描きだして、娘を動かし、近親者を納得させる方法をとる。

(中略)南洋各地では日本人醜業婦^(註)の取締が嚴重なので、周旋業者は、女の運搬から到着後の処置、また醜業婦^(註)としての行動に至るまで、一切を秘密にしなければならない」と、その実態を解説している^(註)。つまり、「からゆき」問題の構図は、一九三〇年代に入つても、実質的には何ら変化してはいなかつたのである。ちなみに、同報告書に紹介されている関東庁の統計によれば、当時、関東州、及び満鉄附属地帯には一、四〇八名もの日本人娼妓^(註)がいたが、その前身は「第一は無職六四二、第二は農家の娘三七五、第三は女給一二九、次が女工五七、女中五七、芸者二三、残一七は看護婦、漁夫の妻、人妻等」といった様相であつた^(註)。

ところで、一九二八年二月に矯風会九州部会は、前年一月に別府で開催された第一四回年会の決議にしたがつて、天草、島原両地方各郡の町村役場に対して、「からゆき」をめぐる「原因及防止策」についてのアンケート調査を行なっている。これに対して、早速、天草郡の一五役場からの返信があり、その後、島原の各村からの返信も寄せられて、最終的には延べ三〇役場からの回答があつた。九州部会は、その結果の要約を『婦人新報』に紹介しているが、それによると、「本村には渡航者なし」と答えた五村を除いて、ほとんどすべての町村が、女性層の海外出稼ぎの基因を「家庭の貧困」に帰しており、報告者の平野理枝は、「道徳上、人道上、売淫行為を排斥し憎悪することは、勿論私共のせねばならぬ事でありますが、その原因が経済上の窮迫、即ちパンの問題であるといふ一点にも、私共は同様の注意を払はねばなりませんまい」と、それまでの矯風会の取り組みが、道徳主義的な傾きが強いものであつたことに対して反省を促している。このことは、問題の防止策をめぐる、「如何なる法律が必要か」との設問に対して、直接的防止法として「年頃の婦女子の単身海外渡航を禁ずること」「移民規則を厳重にし、渡航者を保護し密航者を取締ること」「醜業婦たる事を許可しないこと」「売淫によりて得たる金員を没収する制度を設けること」等の回答がなされていることに加えて、間接的施策として「農村振興、貧民救済法を設けよ」とか、「補習教育を義務教育にせよ」といった訴えがなされていることから窺える。さらに「如何なる教育が必要か」との設問には、「義務教育、補習教育によつて、貞操教育をほどこし、同時に精神教育を徹底せしめて、徳性を啓発し、醜業より己を守らしめること」の他に、「実業的教育」「国体を中心とした国民教育により、土着的醜思想を駆逐すること」等の回答があり、その一方で「地方化したる殖産業」の振興を大多数の町村役場が期待しており、具体的には、製糸、紡績、養蚕等の「婦女子に適當なる職業、又は家庭にあつて有利なる副業を得しめ、生活に安定を与へる生産業の必要が力説せられて」いるといった結果が示されている。

この報告は、内容的には、各町村役場の行政判断によるものであるとはいえ、現地の民衆の生活実情を踏まえたものとして貴重である。ちなみに、九州部会が用意した設問の中には、「如何なる宗教が必要か」といったものも含まれていたが、「神社を崇拜し国体を重んずること」と回答したのは、わずか一役場に過ぎず、「キリスト教」と答えたのが七役場にも上っている。これに対して、平野は「昔からの歴史的関係が然らしめたのか。又キリスト教の道徳的感化が認められてきたのか、或は又単に基督教婦人矯風会からの間であつた為かわかりませんが、彼地方はキリスト教に大きい期待を持つてゐる様です。基督教徒の責任大なりと云ふべきでありませう」と、自らの使命を鼓舞している。しかし実際には、「生活不安の前には如何なる宗教も暗夜に鉄砲を放ちたるに等しく何等の効なし」との回答に示されるような、厳しい民衆の現実が横たわつていたのであつた。

その後、九州部会が島原、天草両地方において、具体的に、どのような実践活動を展望していかについで不明である。二九年一〇月二九、三〇日に熊本で開催された第一六回年会では、熊本支部から「昨年^(註)の決議により天草の教化につき責任を負ひしも未だ其の具体案を得ず御教示を乞ふ」との提起がなされ、さらに部会事務所からも「一昨年度よりの天草嶋原の研究問題を今年は如何に取り扱ふべきか」との質疑が提出されたものの、結局、議場では、「長崎熊本両支部にて廃娼貞潔の運動を進むること」といった、抽象的な運動方針が確認されるに留まつている。そして、翌三〇年一月二七、二八日に大牟田組合教会で開催された第一七回年会をもつて、「からゆき」問題は、議題からも完全に姿を消してしまふのであつた。

なお、時期的には下るが、三九年七、八月の『婦人新報』には、石毛晴雄による「廃娼後の長崎県」と題する論説が連載されている。よく知られるように、一九三〇年代に入って国内では、経済恐慌と度重なる冷害凶作によって、東北地方の農村の窮乏は言語を絶するまでに逼迫し、多くの娘たちの「集団的身売り」の悲劇が社会問題となつてい

たが、この文章で石毛は、東北ばかりではなく、九州地方にも世論の関心を向けることを促している。その際に彼は、三五年三月に実施された内務省調査に基づいて、長崎県が娼妓出身者数では山形県に次ぐ第二の多産地であり、しかも接客婦の総計は女子総人口の一・五四％で全国第一位、人口対比では酌婦四、二三〇名という数字も、出身地としては全国第一位であり、また、娼妓二、一八九名は全国第三位、芸妓二、一二〇名にしても全国第三、四位は下らないとの統計を挙げた上で、そうした女性たちが、長崎県内のみならず、福岡、佐賀、さらには大阪、兵庫各県の九州、関西地方に出稼ぎに赴いている状況を報告している。さらに石毛は、長崎出身の多数の女性たちが、国内ばかりではなく、「満州」などの海外植民地にも渡航していることは想像に難くないとして、「身売防止の問題は、嘗て東北地方では随分やかましく叫ばれました。然しその東北にも劣らぬ身売り娘の産地である九州地方に於ては全く等閑に附されて居ります」と、早急な救済策を講ずることを訴えている。長崎県が、埼玉、秋田両県に続いて娼妓を断行したのは三四年七月のことであったが、その実態は、石毛が報告しているような、背理極まりないものであった。

七 天皇帝ナシヨナリズムと「からゆき」

これまで、矯風会の「からゆき」問題をめぐる取り組みを辿ってきたが、本節では改めて、彼女たちの活動を支えた思想的特質について検討しておきたい。

言うまでもなく、矯風会は、近代日本における最古の女性団体であり、それまでの封建的な家庭道徳観に対して、特に、夫婦関係において女性が馴致させられてきた屈辱的な境遇を改善しようと果敢に挑んできた姿勢は、やはり、その先駆性において、高く評価されるものであった。そこに、女性の立場から、姦通罪や一夫一婦制といった婚姻制

度をめぐる法的確立を求めた請願運動や、禁酒運動を起した内発的な必然性もあつたし、彼女たちが希求してやまなかつた性道徳をめぐる社会的浄化の素志は、女性キリスト者としての精神的基盤に立つことによつて、それなりの説得力や共感も得られることとなつた。そうした中で、俄かに国際的な批判の対象となつた在外娼婦問題は、世界的な組織の連携を志向する同会にとつては看過できないものであり、娼婦たちの海外渡航を禁ずる法的規制を求めて請願行動を起こしたのも、この問題が、国内の性道徳の弊風と深く結びついていたからに他ならない。だが、その発想は、どちらかと言えば、アプリアリオリな道徳的水準に留まるものであつて、他方で、請願書の文面に見られる、「日本の汚辱なる密航売淫婦」、あるいは「抑も亦兵強国富東洋に覇として更に大義を四海に布かんとする日本帝国にとりて永く国旗の汚とも相成可」といつた弁に明らかなように、国辱観は根強いものがあつた。娼風会にとつてこの問題は、端的に「唯多年の習慣が、日本国民の心を麻痺せしめ、延いて海外醜業婦の出稼ぎとなり、国辱を招き、外交を害する様になるのも、畢竟国内に大びらなる公娼制度の公認さるゝ為で、所謂源濁りて末清からぬ処より起れる事」と理解されていたのである。

そうは言つても、同会の言説を丹念に辿れば、そこには、若干の認識の変化も認められる。殊に、一九一六年三月に守屋東の抜擢で、久布白落実が本部幹事に専従してからは、組織的にも拡充し、彼女のイニシヤティブによつて「五錢袋運動」が開始されると、各地の支部活動も活性化し、会勢も飛躍的に伸張することとなつた。さらに、二〇年四月の第二八回大会において、久布白によつて、「我が国基督教婦人矯風会の二大目標たる公娼制度全廃と酒造廃止とは婦人参政権獲得の暁に至りて其成就を見得べし」との提起がなされると、これを機に組織内の参政権要求の機運は急速に高まり、世界婦人参政権協会に彼女が矯風会を代表して加入し、翌二年七月の第一回全国常置委員会で日本婦人参政権協会の設立が決定されて、その代表として久布白が選ばれ、次いで二四年一二月に婦選諸団体の大同団

結によつて婦人参政権獲得期成同盟会が結成されると、その総務幹事にも就くといった具合に、彼女の活躍は括目されるものがあつた。

その久布白は、「からゆき」問題についても、もつぱら帝国議会に対する請願行動に依拠する運動方針を転換させて、より実態に即した活動内容を模索していった。その表われが、島原、天草地方における現地視察調査の実施であり、九州部会による教育運動の推進であつたが、後者の方は挫折したとは言え、厳しい財政事情の中で、こうした柔軟な働きを推進していった彼女の敏腕には、やはり敬服せざるを得ない。さらに彼女は、「海外出稼ぎを為す人々の内、正当なる業務に依つて、生活し得る道ある処では、醜業を営むものは殆ど有りませぬ」と主張し、海外出稼ぎを余儀なくされる女性層のために、経済的自活の方途を確保することを提唱している点も、その識見として評価されよう。

それと同時に彼女の主張は、従来、男女間の貞操観念の浄化論に立脚していた矯風会の廃娼運動の論理を、女性の権利獲得と、その擁護に質的転換させた点でも、画期的なものであつた。彼女は言う。「国家が全国民を見る時には、そこに一部の人文は金錢を以て売買され、又醜業を為すために拘禁さるゝを許してよいと云ふ法は有りませぬ。若私共和国民否婦人丈けでも、真に婦人の人權、面目と云ふ処に真実思ひ到つたならば、決してこの制度を社会の衛生上など、云ふ名目の下に保存する事を肯じないだらうと思ひます。(中略)如何に醜業婦は諸外国にも有ると云ひ訳して見ましても、我が国の如く、曰く島原女、曰くシンガポール出稼女、東洋の諸港、布哇米国と到る処に醜業婦を以て代表せらるゝ婦人は世界の何処に御座いませうか。(中略)若し全国に在る覚醒せる婦人が、日本を美に我がものと擔ふて、少くとも現世紀の間には、この汚辱を拭ひ去らざんはせ止まずとの堅き決心を以て、日々祈を以て進んで行く時は、遂ひには内より迸しり出づる力によつて之等の汚辱は洗ひ落す日が来ることと思ひます」と。

こうして久布白は、それまでの、「からゆき」を国辱的な存在として、煽情的に弾劾していた在り方を改め、そのような女性たちを生み出し続ける日本社会の悪弊を、まさに女性の人權をめぐる宿痾として問題としたのであった。

「我等の敵は誰ぞ、芸娼妓を要する社会です。彼等なくしては日常の交際もよくせぬ男子です。子女に芸娼妓を強ふる文盲なる父兄です。更に進んで、彼等を白昼、黙許して怪しまざる我が日本帝国の道德觀念です。政府はこれを公許し、神仏教は助けて怪しまず、教育家の多くは溺れて恥ぢず、以下紳士紳商と称せらるゝ人々等は豚の如く耽溺して何人も不思議とも思ひませぬ。かゝる劣等な、腐れ切つた社会に、この種の蟲の生ずるは当然のこと」と、その糾弾の姿勢は手厳しい。さらに彼女は、「芸妓も娼妓も、人の子です。(中略) 彼等の周囲、教育、境遇が、彼等をして忌む可き境遇に陥れて居ります。殊に娼妓の如き、売買の約定より、其生活状態に到るまで、純然たる奴隷であることは何人も否みませぬ。(中略) 彼等も同じ人の子女です。やはり一箇の婦人です。是れを見殺しにして済みませうか」との平等觀を示す一方で、「解放の終局は宗教です。彼等をして神の子の自覚に入らしむることで、人間としての価値を真実悟らしむることで」と、「遊廓伝道」についての展望も披瀝する。

その一方で彼女は、「人の権利は当然其人の責任の範囲に拡がつて行かねばなりません、私共日本婦人が人權を称ふる前には先づ人としての新らしき自覚に立つ必要があります」と述べた上で、「家庭の一員として又主婦として、社会の一員として又母として、家庭全般の事に渡り、又社会一般の事に渡り、責任を負ふの必要が有ります」と、女性の社会的責任についての覚醒を促し、「今日大正の盛代まで我が国に、女子の貞操が売買され、其肉の売買、其身体及び心霊が、売買せらるゝ市場が、公認せられて、蔽存する事は、取りも直さず(中略) 同性の奴隷制度を黙認し、之れに対して無責任で有ると云ふ事に帰着します、今日我国、五百四十八ヶ所に有る、婦人の奴隷市場は、日本婦人は同性の売買に対して、無責任なり、同時に無権利なりとの烙印と見ねばなりません」と、女性自らの権利をめ

ぐる主体的な自覚の側に、運動の精神的支柱を求めている。④
を無視する親子の關係」「男子の性慾の濫用を是認する國民思想」、そして「婦人の社会的死」といった問題を根本的に解決するための「戦闘準備」に着手することを鼓舞し、「日本婦人が今日、公娼全廃、海外醜業婦取締たゞこの焦眉の問題の一二すら解決し得ずして、苦んで居るのは、全く我が国、三千五百万の大多数の婦人が社会的責任に対して死んで居る証拠」とまで訴えるのであった。⑤

けれども、こうした久布白の主張も、「我國の公娼私娼、海外醜業婦の問題も、若し一度、我が国の中堅にある婦人が己れに醒め、又社会に醒めて、誰れの為めに、適當なる職業と、之れに對する生活を保証する報酬とを要求し、家庭を本城として、社会を其責任と為す時は此等社会の難問題も亦男子を助けて共に解決の日が来る事を信じます」⑥とか、「日本婦人、特に中流の教養ある婦人を、社会的に自覚せしむると云ふ事は、実は最大なる努力を要する問題」⑦といった弁に示されるように、その発想は、「中産階級」「智識階級」の女性層を支持基盤とするものであった。⑧
さらに、矯風会が宿願とするところは、男女間の健全な性道德に基礎づけられた家庭の建設をもつて国家を更正させようとするものであったが、久布白によれば、家庭は「人類の最初のホーム」であつて、その成員が、互いに敬愛し合う「一小社会」たる家庭の中で「養成せられ、訓練せられ、教育せられて始めて国家なる大ホームに入る準備」が可能となる。⑨
こうして彼女にとつて、「家は即ち国の基、願くは各自己が家々に堅実なる貞操觀念を養成して以て國家に剛健なる分子を提供」することが理想とされたのであるが、⑩かかる家族國家觀は、当然のことながら、それを担うべき女性の資質向上が前提とされざるを得ない。したがつて、矯風会の運動方針については、「中流上流社会に於ける婦人の地位を高め、家庭の基礎を堅固にして國家百年の大計を定むると共に下は淪落せる婦人の海外に恥を晒らすを取締り、且つ其救済の道を立て、以て我國に一夫一婦の大倫を國家の中樞道德として樹立」することが目標に

掲げられ、「神の爲め、家の爲め、万国の爲め、を標語として立つ矯風会が、真に神を畏れ、家を愛し、国家を擔ふ責任ある婦人の養成に務むにあれば、国家に対しこれに越したる貢献は有りますまい」との使命觀が導き出されることになる。⁽²⁸⁾

しかし、このような高潔な国家建設を希望する彼女にとつて、「からゆき」の存在は、やはり由々しきものであつた。それゆゑ、彼女たちに向けられる久布白の眼差しは、次の言葉のように、時には蔑視的なものとなつてゐる。

海外醜業婦ウツクシヤメの大部分は、長崎県下、島原、天草の娘等であるとは、専らの世評です。島原、天草は御維新前より、此種の婦人の特産地とも云ふ可き処で、此地方では、此等に対する何等罪惡感も勿論、羞恥の感念もないそうです。(中略) 此れが爲めに国家の体面を汚すなど、云ふ事は、到底其頭に浮び来らざる考へです、此の一小部落の婦人等が盲目的大胆を以つて、全世界到る処に跋扈することゝは、我が国婦人の面目を失する事如何計りで御座いませう、私共は是非とも此の特殊の地方の教育改善に力を致さねばなりません(後略)。⁽²⁹⁾

一度海外に足を踏み出せしものは、この種の婦人の爲めに直接多くの不面目と恥辱とを忍ばねばなりません。内に多くの堅実なる婦人が、婦徳を守つて家を治めて居る暇に、彼等は出て、世界の面前に我國を全部青楼国の如く畫いて仕舞ひました。何たる誣告でせう。何たる濡衣でせう。此際覺めたる婦人の爲す可きことは何か、消極的婦徳に満足せず、進んで積極的婦徳を發揮し、大に母心を養ひ育て、彼等不遇の女子等を悔改めさせねばなりません、盛んに其罪を鼓して、罪惡なるを悟らしめ、恥辱なるを悟らしめ、然して進んで之れに代る正しき生活の道を教へねばならぬ(後略)。⁽³⁰⁾

久布白によれば、廢娼運動の意義は、「実に我等日本婦人が世界の前に受けし濡衣をはらし、其恥辱を雪ぐ」とと

もに、「進んで社会の迷へる友を抱く大なる母心養成の実地鍛練に外ならぬ」ものと把握されたのであったが、しかしその「日本婦人」の中には、もとより「からゆき」は含まれてはいない。彼女たちは、先ずもって改悛させられるべき存在であり、「正しき生活の道」を教導されなければならない容体だったのである。⁽²⁸⁾

それと同時に、こうして追求された矯風会の性道徳の理想が、尊皇意識のもとに収斂されるものであったことは、同会による廢娼運動の論理が、天皇制の呪縛から自由ではなかったことを物語っている。このことは、既に創立期の段階において、矢島梅子によつて草されたときされる「東京婦人矯風会主意書」⁽²⁹⁾に、「今ま我国には、上に英聖の皇帝ましまし、淑徳の御間高き皇后の宮、内に補佐ましまし、維新の政あまた行はせ玉ふが中に、民に自由を得させ、人に平等の権を与て、男女ともく其おほん恵い沐浴しめ玉ふぞ、古の明君賢主にも嘗て見奉らざる御徳なるべし」と、明治天皇の偉業が賞揚されるとともに、旧来の男尊女卑の悪習が、「此御徳の剣を以て切払はれ、今日の如く吾等女性が優待さるゝの日となれりしは、一に皆な上皇帝皇后兩陛下の恩徳と云ふべし」として、「此故に、凡そ陛下の臣民たらんものは、皆な其のおん志の程を躰し、且つ其御恵に報ひ奉るべき責のあるもの」と主張されていることにも示されている。したがつて、「尚ほ世に陛下の御志に反きて女性を卑むるの弊風あらんには、寸刻も早う之を除かんこと、真に吾等が当然の心得方なるべし」、「吾等女性は、上皇帝皇后陛下の御仁意を躰し、此際速に斯る悪弊を除き、世上の罪惡に迷んとする同胞の姉妹を導き、後世の女流を真正の道に案内し、真の美徳を吾等の一身に養ひ、正当の路を踏んで進むべきの方向に進み、以て内に夫を補ひ、外に世の丈夫方を助け、内外公私に吾等の責を尽さん」⁽³⁰⁾(傍点引用者)といった組織の使命が宣布されたのであったが、ここに典型的に示されているように、矯風会は、女性を貶しめる社会的弊風の矯正の後ろ盾を、他ならぬ皇室の威厳と恩恵に仰いでいたのである。

こうした精神構造は、その後も矯風会の主張の骨子として貫かれており、一八八三年に京阪婦人会祈祷会が始めた

地久節祝賀会を継承したことも、あるいは八七年の旧新約聖書翻訳の完成に際して、聖書献上地久節祝賀の示威行動を繰り広げたことも、自らの信仰的立場とは何ら矛盾することはなかったのであって、「私共が世に先立ちて皇后陛下の御誕辰を祝し奉るやうになりましたのは（中略）天皇と皇后と両陛下が並び立たせ世をしらしめす事であります故、天長節を祝すると同時に地久節も御祝ひ申上度の微意に外はありません」といった矢島の説明にもあるように、矯風会にとって皇室の生態は、性道德の模範として神聖化されていたのである。しかし、そのような尊皇意識からすれば、まさに娼婦のような存在は、「女流の地位を卑うすべきたわれ女の類」であつて、「世上の罪惡に迷んとする」「真正の道」を逸脱した女性に他ならなかつたと言えよう。

かかる矯風会の皇統翼賛の姿勢は、一九一二年七月三〇日の明治天皇の死去に直面して、一層、鮮明となる。翌月の『婦人新報』は、巻頭言に「大行天皇陛下の崩御を悼み奉る」「嗚呼明治天皇陛下」と題する文章を掲げて哀悼の意を表明するとともに、「大行天皇陛下は、御年少うして御位に即かせ給ひしより、維新の大業を成就し、王政を古に復し、東洋には未だ其例もなかりし頃、憲法を發布して、政を民草と共にし給ひし事は申すも愚か、われらには信仰の自由を与え給ひて、再び宗教上の迫害を知らずなりぬ。之も亦限りなき御聖徳の一斑といとも畏く（後略）」、「聖上陛下が民の父母として、赤子の如くに臣民を憐れませ給ふ御至情に至りては御列聖中全く数少い」と、その遺徳を称えている。さらに、日露開戦についても「東洋の安寧と世界の平和のために義戦を宣し給ひましたが、御稜威天地に振ひて戦へば必ず勝ち攻むれば必ず取り、遂に帝国大稜の下に平和は克服せられ、列国の間⁽²⁰⁾に於ける帝国の地位をして九鼎大呂よりも重からしめ玉へる事は、幾千歳の後までも御榮えある事」と、手放しの礼賛をしている。

先述したように、この三年後の一五年に展開された矯風会の御大典記念事業の大眼目の一つは、その年の一月に予定されていた大正天皇即位の「御大典奉祝のため催さるゝ公開の席上に、賤業婦⁽²¹⁾を侍せしめざるは勿論、其の他凡

て風俗を紊乱する行動は、嚴重に之れを取締られん事を、其の筋に請願する事」であつた。これをめぐつて林歌子は、「前古未曾有の御盛典で、列国環視の其の中に挙行あらせらるゝいとも森嚴なる御式でありますれば、國民をして一層敬神愛國敬虔の念に進ましめ、大正國民たるの自覺を増進せしめ、且つ私共の後継者たる兒童にも、後年忘れ難き好印象を与ふべき実地教育の大切なる好機」であるとして、「此の大切な國家の御大典を辨へず、腕によりかけて、一攫千金を夢み、外国貴賓の前をも憚らず、彼の『吉原花魁道中』の如き醜行を演ずるが如き事これありては、取かへしのつかざる千歳の遺憾」と、その趣旨を説明している。さらに、創立以来、一夫一婦倫理の確立を唱えてきた矯風会にしてみれば、「殊に今回の御大典に天皇陛下と相並んで皇后陛下の御高座を備へさせ給ふ有り難き聖旨は、日本婦人の自覺と責任を感じるの念を深からしめ給ふ聖恩の深き、実に感謝に溢るゝ次第」なのであつて、「私共はこの日最も清淨無垢の心を以て、熱誠をこめて皇國の爲めに祈らねばならぬ(中略)人々の内心の清淨は外にあらはれて、国中挙つてさながら神代ながらの静肅に返つて、この日を送りたい」との期待を抱く同会からすれば、そうした神聖な場に「賤業婦」が臨席することなど、到底、容認されるものではなかつた。

しかし、このような矯風会の姿勢に対して、痛烈な批判を浴びせかけた女性がいた。かの与謝野晶子である。彼女は、「醜業婦もまた我々と異なることのない一個の日本國民である以上、大典を祝する感情に我吾と等差がない」と主張して、矯風会の「賤業婦」排斥の態度を、「社会の下層にあつて肩身の狭い彼等に、如何なる名義の下にせよ、公會の席に参加する便宜を假して、國民としての祝賀を共にせしめることは、私の知つて居る基督教の博愛的精神にも協つた行爲である。其れが皇室歴代の聖旨である一視同仁の道德に協ふことは言ふまでもない」と論難した。これに対して久布白は、「問題の中心点」は「今上天皇陛下御即位式を最も盛大に、且つ純潔に奉祝し度いと云ふ一事」にあり、そのためには「道德上如何はしき業務に従事する人々を正面に出して、事を斡旋させるのを謹みたい」と述べ、

さらに「唯さへ虚栄にあこがれ、道德觀念の薄弱否な、寧ろ皆無と云つてよい下層社会の婦女、田舎の娘等はこれ程の出世はないと云ふ氣にならぬでせうか。如何に立派に着飾つて居ても、あゝ云ふ職業をする人は賤い者だ、つまらぬものだと云ふ事をしつかりと婦女子の心の底に打ち込むことは、堅実なる家庭を造り、国家の基礎を据うる上に於ての最も大切な事です。(中略)かゝる時に従来(中略)の如く賤業者輩をチャホヤすることは、徒らに彼等の自負心を募らすのみで、決して彼等を憐み助くる所以ではない」(傍点引用者)と反駁した。けれども与謝野の眼からすれば、「御大典は清く祝したい。賤業婦は康らかに助たい。これが矯風会の大趣意のある処」との立場に固執する久布白の姿は、「基督教婦人の先覚者達の思想は此二十四五年間に驚く程退歩した」ものと映つた。彼女は訴願する。「当年の基督教徒は他から誤つて非国民と罵られるまでに徹底的な精神を持つて居たのに、今は却て彼等が神聖なる皇室の御慶典を假り、政府の権力に縋つて、我々の姉妹の中の最も弱者である階級の婦人を苛責め、冷酷無情にも非国民を以て凌辱するに到つた。彼等は肉に於て汚れた者はすべて霊までも汚れたものと妄断し、そうして『汝等のうち誰が石を投げ得るや』と云つた基督の愛を忘れて居る。私は保守化し、官僚化し、俗衆化した基督教婦人矯風会自身から先づ矯正されるやうに望んで置く」と。

矯風会に向けられた与謝野の批判もまた、近代天皇制支配下における日本女性の在り様に深く関わるものであつたが、翻つてみれば、自分の祖国を追慕し、天皇を崇敬する心情においては、異郷の地で苦界に生きていた「からゆき」も同じではなかつたか。女術として名を馳せた売春業者として、多田亀吉や島原出身の村岡伊平治といった人物はよく知られているが、一八八九年から九四年までの五年間にシンガポールに送り込まれた「からゆき」は、村岡自身が関与しただけでも優に三、二〇〇名を越すとされている。彼は、娼婦となつた娘たちに対して、「密航」をはじめとする様々な罪障を、巧みに、時には恫喝とも言える仕方、自業自得の結果であると説伏し、そうした汚辱を償う

ためには、少しでも多くを稼いで、率先して祖国に送金して報いるしかないと論じていた。その上で村岡は、「金銭を貯め、親兄弟に資本金を与え、国家に一銭なりともよけいに納めさせることにつとめ、しんぼうすること」「同村、同町の人様には十二分に注意して、模範的人物と言われるようにつとめること」等の徳目の励行を訓示していたが。

こうして鬱積された彼女たちの精神的負荷は、外地における、逃れられない身体的拘束の境遇の中で、次第に「帝国の臣民」としての忠誠心へと転化されてゆくこととなり、それは、日露戦争にあつて飛躍的な組織的發展を遂げた愛国婦人会が、東南アジアをはじめ、海外各地の邦人社会に支部を結成していった際、その地の娼婦の多くが加入していったことにも示されている。村岡は、愛国婦人会長崎支部長の荒川菊子（県知事夫人）からの会員募集の要請にも積極的に協力し、一九〇三年二月には二七二名の女性たちを加入させているが、彼は、その功績に対し、同会総裁の戴仁親切王妃勲一等知恵子、並びに会長の公爵夫人岩倉文子からの感謝状を受け取っている。さらに村岡は、日露開戦に当たつては献納金の募集を行ない、五、〇四六ドルもの巨額を徴収しているが、納付者の大半は娼婦たちであつた。このことによつて村岡は、今度は東京府知事から感謝状と木盃を下賜されているが、この時に娼婦たちが示した奉公心に対して、彼は「国家の非常時に際しては、いかに貞操を売る女郎といえど、国家を忘れる国民にあらず、いずれも国のためなら、金銭を惜しまず団結する心は、まことに感心な国民である」と称えている。「からゆき」もまた、「皇国」に奉仕しているという、「臣民」たる一念において、たとえそれが、どれほど茫漠たる倒錯した内実であつたとしても、自らが強く天皇制国家と繋がっているという幻想を共有していたのであつた。

しかし、こうした「からゆき」のひたむきな望郷の思いは、矯風会の人々からすれば、承諾し難いものであつた。たとえば久布白は、「海外を旅行した人々の談話によれば、到る処に各国の売春婦は集つて居るが、我国の婦人丈は殊に目立つ」として、「外国醜業婦なれば成る可く其生国を隠さうとする」が、「我国の醜業婦に到つては、隠さぬの

みか甚しきは畏しきあたりの御写真を飾つて、公々然と營業すると云ふ有様」という逸話を紹介して、矯風会が公娼全廃運動に取り組んできたのは、「実に我が同胞姉妹の恥を瀧ぎ、御国の光栄を万国に輝かす為めに、其疊となる一点の塵をも拭ひ去り度い赤心に外なりませぬ^(註)」との自負を披瀝している。また、守屋も「此人々に正義とか、国家を思ふ至誠といふものはない、あつてもあやまつたものである。売淫窟^(註)の彼女等の室に至尊の書をかゝげて、愛国をしのぶといふゆき方である、せめるにも途がない^(註)」との裁断を下し、「陛下の赤子をして外国に於てさへあゝ云ふ事をさせて置くのは、我等国民として堪へられない事^(註)」と慨歎しているが、彼女たちにとつて「からゆき」が示した報国の至情などは、むしろ皇室の尊厳を冒瀆する、不敬極まりないものだったのであろう。一方の女性は、国家の威信を社会の矯風に求め、他方は、自らの性を鬻ぐことで国威発揚に貢献しようとする。片や、高潔な道德国家の建設もつて、「臣民」たる自己の存在を顕示しようとし、その対極にある者は、「淪落婦」の烙印を押され続け、「国家の恥辱」と貶められながらも、同じ「陛下の赤子」としての忠義を発露しようとする。それぞれの胸の内にある祖国をめぐる想念が、かくも交錯した形で織りなされることとなった、その触媒たる天皇制ナショナリズムとは、一体、何であつたのか——暗鬱たる思いに浸らざるを得ない。

むすびにかえて

「からゆき」と呼ばれた日本人娼婦の歴史は、決して古いものではなく、幕末開国期に始まったのであるが、それも当初の頃は、渡航先の地域的拡がりも限定されたものであつて、その人員も多くはなかつた。しかしその後、そうした女性層が急増し、その動員範囲も広域化していった背景には、近代日本が「富国強兵」を国是として、日本支配

層の海外膨張、移民奨励政策によって多くの日本人が国外に流出し、さらに日清・日露戦争と、日本が帝国主義的な対外侵略を押し進め、国内にあつては農村社会の窮乏化によって、民衆の生活が逼迫していったことが深く結びついている。⁽⁸⁾ その一方で、この過程において「性の商品化」が著しく進行したことも、これまで多くの論者が指摘している通りである。次々と海外各地の邦人居留地に娼館を設営し、そこに自国の女性たちを売買の対象として送り込んでいった所業は、近代日本の海外発展が、人権感覚を欠いた棄民化の過程としてなされたものであることを端的に示している。そして、国外に送られた娼婦の多くは、人間性を奪われ、奴隷化の境遇に陥れられたのであつた。

こうした悲惨な事態に直面して、その救済を求めて具体的な対応を示した矯風会の働きは、近代日本女性史ばかりではなく、日本キリスト教史の上でも特記されるべきものであつた。にもかかわらず、そうした同会による問題の取り組みが、果たして、娼婦として海外に送り込まれていった女性たちの、人権の在り様に真向かうものであつたかとなると、肯首するには少なからぬ困難を覚える。それは、これまで辿つてきたように、他ならぬ、同会の運動が依つて立つところの思惟基盤に、深刻な陥穽を認めざるを得ないからである。

その一つが、爾来、矯風会が示してきた、娼婦たちに対する不浄視や、救済者、並びに教導者としての優越的な自己意識、さらには、それらと色濃く結びついた皇室に対する無批判な崇敬の姿勢にあつたが、それとともに、改めてここで指摘しておきたいことは、矯風会の運動方針が、海外における日本の武力統治や植民地支配を基本的には容認し、その前提の上で、事業活動を展望していた点である。⁽⁹⁾ 一八九〇年代以降、日本が朝鮮、台湾、及び中国大陸に植民地政策を押し進め、その過程で多くの日本人が移住してゆくと、そうした殖民政策に追隨するかのようになつた。日本のキリスト教界も海外伝道に着手して、各地に在留邦人教会が設立されていったが、矯風会も、一九二〇年代に入ると、諸都市に支部を創設して、台湾部会、満州部会、朝鮮部会の三部会が設立の運びとなつている。そして、矢島、守屋、

林、久布白といった幹部層の巡回訪問も断続的に行なわれたが、各支部の活動報告を通覧する限り、その働きは、おしなべて同胞社会の伝道活動、矯風事業の進展を主眼とするものであつて、彼地の民衆が強いられていた苦境は、憐憫や慈善の対象とはなつても、本質的に視野に入つてはいなかつた。そればかりか、各植民地で日本政府による公娼制の導入が進められていったにもかかわらず、これに抗する形での廢娼運動が、各部会レベルで起こつた形跡もないのである。^(註)

また、一九二七年をもつて、矯風会が「海外醜業婦取締請願」を打ち切つた理由が、「婦女禁売」条約批准をめぐる留保条件の一つであつた年齢保留を、日本政府が撤回したことによるものであつた点については、既に言及したところであるが、しかし、残りの条件である、植民地の適用除外問題については、何ら、従前の政府の方針は変更されてはいなかつたのであつて、矯風会がこの点に関して、さほど積極的に運動を展開することがなかつたのは、やはり同会にとつて、それら植民地の娼婦たちに対する関心が希薄だつたことを示唆している。

けれども、そのような矯風会にとつて、否応なしに自らの対外的な態度を明示する必要に迫られる事態が訪れる。言うまでもなく、三一年九月一八日に勃発した柳条湖事件（「満州事変」）である。この直後に、上海の女性五団体から矯風会本部に対して、この事件が「華府に於て為された不戦条約に反する」ものであり、即座に日本政府に注意を促して、戦局をこれ以上拡大させないように督促する旨の打電があり、理事会はその対応に追われたが、同年一月月の『婦人新報』は、久布白による「隣邦中華民国」と題する一文を掲載して、会としての組織的立場を次のように表明している。「日支の問題の中心点は今や係つて満州の利権にある（中略）即ち一九一五年の日支条約廿一條に存する、之れを廻つて南方の排日も行はれ、排日教育の教科書も悉くこれを材料として居る。然しこれについては我国は日清、日露の歴史の上に更に条約によつて之を決定し、且つ事実上満州の開発の爲め投資すること十五億円在留民

鮮人八十萬、内地人廿萬の人口をも有して居る、尚且つ其保安の維持に當つて居る（中略）これに向つて日本が直ちに此処を撤退する道はない、たゞ然し今後我等に残されたる問題は、全支の一致せる存立である。我国は領土的野心は全然なしとの意味を明かにし、然かも条約尊重を中心に立て、徐ろに各自が反省し且つ将来の方針を立つる事だ（後略）⁽²⁶⁾。

このように矯風会は、中国サイドからの抗議に対しして、日本の「滿蒙特殊權益」を擁護する姿勢を明確にし、一月二日には「時局に対する声明書」を發して、「我等は今回滿蒙に發生せし事變を衷心より憂ふるものである。（中略）我等は此事變が一日も早く合法的及び平和的手段によつて解決せられん事を要望す」と、事態の鎮靜化を期待する旨を表明して、「日支両婦人は今後根本的親善を計り其最も愛する子女の教育に於て互ひに凡ての排他的行為を捨て東洋平和の支持者たるべき責任を尽くすべきものを信ず」と、中国側との協調融和を訴えたが、「滿蒙に對しては、我等は、如何に事が拡大しても、結局これは事變であると云ふ事に變りはない」との立場を崩すことはなかつた。その後、滿州部会からの要請を受けて、日本・中国兩軍の交戦によつて罹災した「鮮人同胞約二萬人」の救援活動を支援する目的で、「滿蒙罹災者救助募金」を會員に呼びかけるとともに、この年の一月二日八日には、林、久布白の兩名が大連、奉天に赴き、滿州部会各支部を巡回視察し、同月二五日には上海、南京にも足を運んで中国側の女性団体代表者との面談に臨んだが、矯風会側の右記のような主観的な説明は、もとより受け入れられることは困難であつた。その前月には天津事件が勃發して、関東軍による増援部隊の派兵が行なわれており、「滿州事變」以後、日本の軍事侵攻がどのように進展していたのか、彼女たちは知るよしもなかつたのである。

だが、その一方で矯風会は、時期を前後して、國際連盟婦人部の呼びかけに應じて、國際連盟協會婦人部、婦人平和協會とともに「世界軍縮請願運動」を展開し、延べ一七二、〇〇〇余名の署名を集めてジュネーブの運動本部に送

付してもいる。そして、翌三二年二月二日には、これを大養毅首相にも提出しているが、結局、日本政府がこれに応じることはなかった。これ以後も、関東軍による軍事侵攻は拡大の一途を辿り、ついに三三年三月一日には「満州国建国宣言」が発表されるに至った。事態を憂慮した国際連盟は、その年の二月末にリットン調査団を派遣し、その報告に基づく形で、「満州国」の否認、及び日本軍の撤退勧告案が連盟内で採択されるに及んで、ついに同月一二日、日本は国際連盟に対して脱退通告をして、国際的孤立の途を踏み出すこととなった。そしてこのことは、矯風会にあって、それまで自分たちの働きを支えていた対外的な後ろ盾を、完全に喪失することを意味していた。

これ以後、矯風会は、「性道德の涵養」を中心に据えた「純潔運動」を国内で展開してゆき、三七年七月七日に蘆溝橋事件が勃発すると、運動は、より報国的性格を帯びてゆくこととなる。林歌子は、こうした時局の推移を是認さえして、「忠勇なる軍人は、勇進奮闘、身を挺して、上、陛下の御稜威により、下、国民は打ちて一丸となり、東洋百年の大計のためと、男子も女子も、子供に到るまで御国のため、東洋永遠平和のためと、特に目覚ましき婦人会の活躍でございました」と絶賛し、日本女性は「苦痛も艱難も、奉然自若として、目に見えぬ神を畏れて、皇室を尊び、自分自分の家を祭壇とする覚悟」を持つように鼓舞している。次いで三九年一月の『婦人新報』では、彼女は、「外には忠勇なる陸海軍の将兵が、東洋平和の確立を目指しての聖戦に、尊い血潮を流して連戦、連勝の快報を以て国威を振ひ、内には銃後の国民が挙国一致の実を挙げ、大和民族としての自信を深め、其の責任を負ふべく奮起しつゝある」、「これはすべて上御一人の御稜威による」と主張して、「今こそ全国民が、七十年前に思ひを馳せ、明治維新の精神を惟ひ、畏くも明治天皇の御聖旨を奉戴して、昭和維新の大業の完成にいそむべき秋である」と、重ねて戦時下における挙国一致の精神的奮起を促した。また、翌四〇年の「皇紀二千六百年」に当たっては、「今や世界環視の下に国家総動員、幾万の尊き犠牲を捧げて興亜の大業、中日永久の親善工作は進んで居る今日である。この大使命こ

そ国民の前に投げ出された、前世紀に於ける維新の大業につぐ、来る可き重大使命として畏み勉むべきことである」と、一層、戦争協力の姿勢を鮮明にしている。⁽⁸⁾そして、その年の四月四日から神田一ツ橋教育会館で開催された第四九回大会では、日程の二日目に靖国神社参拝が特別に盛り込まれ、参加二四〇余名の矯風会員が「神鎮まります護国の英霊のみまへに、(中略)深い、感謝の心をもつて頭を下げ、そのみたまに必ずや報いたてまつらんことを誓ふ」といった、信じられない光景すら見られるまでになつていた。⁽⁹⁾

さらに、四一年一月八日の英米兩國に対する宣戦の大詔渙発に接した林は、「大東亜建設の曙光は見えた、一億の民草は、決死の覚悟を以て、御奉公の誠を致すは此の時と、奮起の臍を固めて決然一丸となつて起ち上つた。(中略)この際に於ける、私共国民は、職域御奉公、殊に国民の親、母たるものにとつて、何よりも大切な事は子女の教育、親に優つたものとなれ、この大東亜を背負ふに堪へるものとなれ」と、銃後における女性の国家的使命を強調するとともに、「臣道実践、滅私奉公は、犠牲の実行」と、国策に対する「奉公の至誠」の励行を力説している。⁽¹⁰⁾かくして矯風会は、いやましに戦争裏糞体制の中に自己の存在使命を求めてゆくこととなり、事業内容は銃後奉仕一色に染まり、従来の廃娼運動や禁酒運動に加えて、大蔵省の貯蓄委員、方面委員、人事調停委員等の就任をはじめ、純潔問題協議会、学生風教問題懇話会、さらには黎明会の設立と、運動は多岐に及ぶものとなつてゆく。

ところで、矯風会は、この年に予定されていた第五〇回大会を、「時局に鑑み、国策に添ふ食糧増産、国民厚生運動の如き即時着手を要する事項多々あるため、且本会の財政状態に於ても特別運動着手と大会開催とを両立せしむること困難」⁽¹¹⁾との理由で開催を見合わせているが、翌四二年の第五一回大会も続けて中止され、これを全国理事会と評議員会の開催をもつて代えている。同年三月二十七日より開かれた評議員会は、「林会頭司会の下に先づ国民儀礼を以て(中略)宮城遥拝、国歌斉唱、戦没勇士の英霊に感謝の黙禱」をもつて始まり、席上、「寄附行為第四条及第三十

三条の改正案」が討議され、寄付行為規則第四条の「本会ハ萬国基督教婦人矯風会ニ連盟ス」の文言の削除が決定されている。^(註)これは、同月二日付で文部省社会教育局から「文部大臣及内務大臣ニ於テ設立許可セラレタル公益法人タルコトヲ証明ス」との認可証明書が下付されている経緯から、当時、外国ミッションとの関係を断つことを求めている文部省側の行政指導に従った処置であろう。この公益法人認可をめぐる久布白は、「これは目下大多數の婦人団体に対し統合の行はれつゝある際、我等の団体が其特種の目的と奉仕を全うすべく、従来通りの存在を明らかにするもの」^(註)、「今日の変遷動搖はげしき時代には、これも亦止むを得ざる必要事と云ふ可きであらう。会の存立を堅固ならしむる事も亦従つて捨て置く事は出来ない」^(註)との歓迎の意を表明したが、しかしこの時点で、もう既に、この前年の一〇月をもって、それまで機関誌の巻頭に、毎号欠かさず掲げられていた「矯風会宣言」は、姿を消してしまつたのである。

また、同会は、この年の二月六日に招集された在京理事の臨時理事会において、創立五〇年記念運動として「東洋矯風教化事業」計画を決定しているが、その具体的内容として、「東洋教化資金」の募集とともに、植民地における女性教育指導者の養成を目的とする「興亜女子指導者講習会」の開催が提案され、後者については、早々に、四月六日には第一回講習会が開かれている。しかし、この講習会の運営は、拓務省の後援を受ける形になっており（後に大東亜省に移る）、しかも講師陣も、外務省側から多数が派遣されるものであつて、こうした事情からして、同講習会の開催は、当時の日本政府による「満州」移民政策に、矯風会自らが呼応したものであつたことが窺われる。ちなみに、三九年一二月に発表された政府による「満州開拓政策基本要綱」には、「開拓民の伴侶として確固たる信念を有する女史の育成」を主眼とした「大陸花嫁養成所」の設置が提唱されており、その後、この方針に沿つて、国内では女子拓務訓練所が、また「満州」各地にも開拓女塾が設立されていったが、こうした事業は、建前上は拓務省の助成

の形で推進されたものの、内実は、国策遂行の下請け機関でしかなく、各訓練所においては「皇国婦道」が女性たちに注入されていた⁽⁸⁾。そして、矯風会主催によるこの講習会のカリキュラムも、そうした政府側の意向が強く反映される結果となっている⁽⁹⁾。

なお、矯風会は、三十九年一月に賀川豊彦によつて提唱され、日本基督教連盟が推進していた「満州基督教開拓村建設計画」にも賛同して、女性たちの派出を検討している経緯から、この講習会の実施は、その計画に対応する人材養成も勘案されていたものと考えられる。しかし、ここで特に着目したのは、久布白が、この講習会の趣旨をめぐつて、「五十年來、会が称へ来りし海外娘子軍問題をこの度の大東亜建設に当り再び過去の歴史を繰返さざるやう特に進出する婦人に対し積極的に指導する為」と説明していることである。さらに彼女は、「若しこゝに毎月一回、一週間づつの講習会を催して、向ふ十ヶ年間これを継続することが出来るならば、或はこれによつて何程かの種子となる可き人を育て得るのではあるまいか。若しこの中から何人でも、身を挺して、北方、南方、いづれにでも向ふ人々が出来るとせば、これは我等が今後の五十年に於ける、国家に対する積極的奉仕ではあるまいか」とも主張しているが、つまり、かつて精力的に「からゆき」問題に取り組んだ矯風会が得た歴史的教訓とは、「賤業」ではなく、「皇道精神」「純潔」を身に体して、天皇制国体に主体的に奉仕する女性たちを、海外に送り出すことであつた。

ところが、いみじくも久布白自身、「特にこの度の共栄圏たる地方が従来我等が、或種の苦悩を覚え、過去に於て特に悲しみであつた所謂娘子軍進出の区域であつただけに一層の痛みを感じる」と感慨しているように、かつて「からゆき」が送り込まれたのと、まさに重なる形で、アジア各地における日本軍の侵攻には、数多くの女性たち、なかならず「慰安婦」が連行されていたのである。しかし、「今日我国が、此等の東洋各地を真正面より面向に眺め、皇軍進出の地として、此処に正々堂々と正しき政の施かるゝ土地として対し、又当局に於ても、今後はこの各地に進出

する人々を厳選すると云ふ方針が進まるゝならば、今後の状態はたしかに一新せるものとなる事を信ずる」との期待を抱く彼女の視界には、そうした女性たちの存在は、ついぞ入ることはなかったのではあるまいか。

付言ながら、「軍隊慰安婦」の制度的導入を提案したのは、岡村寧次陸軍大佐（当時は参謀副長）であつたというが、三二年一月の「上海事変」の際、日本軍兵による中国人女性に対する強姦事件が発生したのを受けて、彼は、これを防止するために、同年三月に、内務省官僚の官選知事であつた鈴木信太郎長崎県知事に対して「慰安婦団」の派遣を要請し、長崎県側もこれに応じて、「慰安婦」の招集に奔走している。こうして、かつて「からゆき」の供出地として、国辱的汚名を着せられたこの地方の女性たちは、今度は、皇軍を性的に慰撫するために、戦地に送り込まれていったのであつた。一九四四年七月に召集され、南方派遣部隊の一員としてボルネオ諸島に赴いた一軍医は、そこで国防婦人会の慰問を受けた時の様子を、次のように述懐している。

（前略）慰問の婦人達が引き揚げた後、いろいろと話がはずんだ。北ボルネオのゼッセルトンにこんなに沢山の日本人居留民がいるとは知らなかつた。この人達の主人は、それぞれこのボルネオで職に就き、事業をしている日本民族南方発展の先駆者達であろうと思つていたら、古参の衛生兵が、「軍医殿、お気に召した娘がおりましたか。あいつらは主婦ではなく、ゴム林の向こうの家のP達ですよ」と教えてくれた。大村、長崎、天草等からはるか南の国へ遠征している大和撫子で、勇敢なる娘子軍であつた（傍点引用者）。

註

- (141) 「九州に於ける婦人矯風会」(『婦人新報』第一九七号、一九一三・一一・二五)二六頁。
- (142) 「第二回九州部年会会場記録」(同誌、第二二〇号、一九一四・一二・二八)二六一―二八頁。
- (143) 林歌子「御大典記念事業につき問はれたるに答ふ」(同誌、第二二八号、一九一五・八・二八)四一―六頁。
- (144) 「第三回九州部会記録」(同誌、第二二二号、一九一五・一一・二八)二九頁。
- (145) 「各地通信／長崎」(同誌、第二一九号、一九一五・九・二八)二八頁。なお、この時に来援した益富は、同年一〇月にも再び長崎を訪れている。その時の行動日程を、同年一月の『廓清』は「益富理事は長崎にありて、斎藤警察部長を訪ひ、此問題に就て賛成を求め、更に有名な島原の海外醜業婦の取締に就て嚴重なる監視を希望したるに、快く承諾せられた。益富氏は更に警察署長に会し今後警察と矯風会が相提携して風教の爲めに尽されん事を述べ、之亦快諾を得た」と報じている(江南生「廓清運動の近況／長崎に於ける活動」同誌、第五卷第一号、一九一五・一一・一、五五頁)。
- (146) 奥きく子「島原女」(『婦人新報』第二二三号、一九一五・一二・二八)二四頁。
- (147) 奥きく「島原女の取締について」(同誌、第二三四号、一九一六・二・二八)二三頁。ただし、奥の報告には、この時、彼女たちが面会したのは、県知事、警察部長、及び「教育部長」の三者であったと記されているが、筆者が長崎県庁人事課に問い合わせたところ、当時、県組織には「教育部」は存在してはおらず、学校教育関係の管轄は「内務部」であったとの教示があった。よって、本文では「内務部長」と訂正しておく。ちなみに、救世軍九州中隊は、この年の七月一日に長崎小隊を設立し、柏木史朗大尉と畑正一中尉を駐在させたが、矯風会長長崎支部は、六月一九日に青年会館でもたれた、ともに渡来することになったカウチと副支部長留川の送別会の席上、「救世軍も愈々今回設立さるゝ事なれば本会より金十円を寄附する事」を決定している(「各地通信／長崎支部」同誌、一九一六・七・二八、二五頁)。
- (148) 「組織的なる長崎支部」(同誌、第二五〇号、一九一八・五・二〇)二七頁。
- (149) この年の七月の『婦人新報』に掲載された長崎支部の報告には、「五月十五日島原女に対する働の手始めとして日本婦人面汚しに手紙を添へ市及び南高来郡の各小学校長、郡長梶学官、師範学校長八十七氏に発送せり」とあり、本部から送られてきた布川の文章に自分たちの主張を添付した請願書を発送したことが窺われる(「各地通信／長崎支部」(同誌、第二五二号、一九一八・七・二〇、三七頁)。
- (150) 「キリスト教婦人矯風会第二十四回大会記録」(同誌、第二二六号、一九一六・四・二八)一八頁。

(151) 久布白「希望に輝く五年度へ」(同誌、第二二五号、一九一六・三・二八) 七一―九頁。

(152) 久布白「矯風会は何を以て国家に貢献するや」(同誌、第二二三号、一九一六・二・五) 八頁。

(153) N・O・K「五錢袋の一ケ年」(同誌、第二六〇号、一九一九・三・一〇) 三〇―三二頁。

(154) 前出、久布白「歌ひて進め」七頁。

(155) 以上、「九州部会の大会の決議」(同誌、第二六九号、一九一九・二・一五) 二六―二八頁。なお、この九州部会の懸賞文募集は、思っていたほどには応募者がなかったようであり、(甲)題「酒の害」には、結局、一人の入選者もなかった。ちなみに、

(乙)題「海外醜業婦問題」の一等当選者は、後に賀川豊彦とも親交を深めた、当時、福岡神学校に在学中の三浦清一が選ばれている。彼の文章は、二一年七月の「婦人新報」に掲載されている(同誌、第二八六号、一九二一・七・一〇、一六一―二頁)。

(156) 守屋「会頭に随ひて 信州から九州まで四週間の旅」(同誌、第二七〇号、一九二〇・一・二〇) 二四頁。

(157) この時の佐世保訪問は、当初、予定されたものではなく、矢島らが長崎に赴くことを知った佐世保在住の「ミセス、ケンブリッヂ」の懇請を受けて実現したものであった。一四日の朝に同地に到着するや、二人は午前には県立女学校で講話を行ない、次いで午後二時からは佐世保市役所楼上で公開演説会、そして同日夜には佐世保基督教会での集会和、慌ただしい日程をこなしたが、これを機に、九州部会二一番目の支部として、佐世保支部が新たに結成される運びとなっている(前掲、守屋「会頭に随ひて」二五頁)。

(158) 「基督教婦人矯風会第廿八回大会記録」(同誌、第二七三号、一九二〇・五・一五) 二二―二五頁。

(159) 「同大会記録」(同誌、第二八四号、一九二一・五・一〇) 一三頁。

(160) 「基督教婦人矯風会第八回九州部会報告」(同誌、第二九三号、一九二一・三・一〇) 三五頁。

(161) 島原地方の開拓伝道は、一八九〇年代に一時期、東山学院の神学生を中心に開始されたこともあったが、結局、頓挫することとなり、容易には進展しなかった。「日本基督教会鎮西中会記録」に「島原伝道場」の記載が認められるのは、一九一五年になってのことであり(日本基督教会柳川教会編、新教出版社、一九八〇、一九六頁)、その二年後には「島原伝道所」と改称されたものの、「島原伝道教会」として、ようやく自給教会としての体裁が整うのは、三六年のことであった。

(162)

よく知られるように処女会は、日露戦争以後、各地方の村落で学校教員や町村長の主導のもとで組織された、小学校卒業、あるいは一五歳以上の未婚女性を対象とした修養団体であったが、一九一〇年代に入ると、思想善導を目的に内務省も積極的にその指導に乗り出し(後には文部省もこれに加わることになる)、一八年四月には全国処女会中央部が設立され、以降、紡織工場等

の女性労働者も組織動員して、生活改善、団体活動の訓練、婦徳修養等を目的に、急速に支持層を拡大していった。こうした動向に注目した矯風会は、処女会に対しても働きかけを行なうとともに、処女会側も、矯風会に対して協力の姿勢を示して、両者の関係は次第に協調的なものとなっていった。ちなみに、一九一七年以後、五年間の熊本県天草郡における処女会、及び婦人会の設立・発会状況を辿ると、次の通りである。

- 一九一七年 中田村処女会、新合村処女会
- 一九一八年 姫戸村処女会、本戸村処女会、御所浦村風口婦人会、河内村処女会、志岐村処女会
- 一九一九年 楠浦村処女会、本村処女会、須古村処女会
- 一九二〇年 上津浦村処女会、栖本村処女会、教良木河内村処女会
- 一九二一年 高戸村処女会、御領村処女会

なお、一八年六月二八日には「天草郡処女会設立要項並ビニ準則」が定められているが、この時、小田原天草郡長は「郡内の女子就学出席は甚だ低劣にして、その義務を了えたるもの上級の学校に進むものに至りては誠に寥々たるもの」であつて、「是らの子女は学校卒業後何等修養の機関なく恰も熟したる水を冷却の自由に任せつつあるかの如く寧ろ漸減退歩をなしつつある憐れむ状況」と、処女会の組織化が「本部の一大要事」であると述べている（前出、『近代熊本女性史年表』五九頁）。さらに、二〇年四月三〇日には、熊本県訓令第二四号（「処女会設置ニ関スル標準」）が発せられ、行政主導による処女会の興隆が、一層、促進されることとなり、この年の段階で、県内の処女会数は二二三団体、会員数は二万人を越えるまでになっていた（同書、六一頁）。翌二年二月には、天草郡の各村単位で散立していた処女会が連合して「天草郡連合処女会」が設立され、二四年には県下全ての処女会の連合機関である「熊本連合処女会」も結成されて、次第に一元的な組織体制が確立されてゆくこととなる。

(163)

久布白「社会改善の歡喜」、『婦人新報』第二九一号、一九二二・一一・一〇）五頁。

(164)

一九二二年には、全国で一〇部会、一三七支部、会員数は六、〇七二名にも及んでいる（前出、『日本キリスト教婦人矯風会百年史』四一四頁）。なお、小野沢あかね氏は、一九二〇年から翌二一年にかけて、各地方支部が本部幹部を講師に招いて開催した講演会の実施状況を、『婦人新報』の「各地通信」欄における報告を精査して、支部名、市町村名、主催共催の区別、聴衆の種類、及び動員数、会場、演題、講師等の詳細なリストを作成している。氏の分析によれば、二一年になると、前年に比べて、地方における講演会の回数が格段に増加し、聴衆の人員も、軒並み数百人、場合によっては一、〇〇〇名以上にも及んでおり、しかも主催者が、各支部ばかりではなく、各市町村の婦人会組織、処女会、青年会、あるいは工場等との共催で実施されたり、

もしくはそれら諸団体主催の企画に、矯風会幹部が講師として招かれたりする例も増えている。さらに、二二年五月九日の鳥取県浜坂町では町長、同日の山口県山口町では知事夫人、また、同月一七日の津支部では市教育会、といった具合に、地方の行政関係者による主催例も顕著になっているという(小野沢「第一次世界大戦後における廃娼運動の拡大―日本キリスト教婦人矯風会の活動を中心として」、『国際関係学研究』第二十六号、二〇〇〇・三・二〇、六一―六四頁)。

(165) 「基督教婦人矯風会第八回九州部会報告」(『婦人新報』第二九三号、一九二二・二・一〇)三三、三六頁。

(166) 「何故私は公娼私娼の全廃を主張致しますか」(『日本基督教婦人矯風会』一九一七)一、四―五頁。

(167) 「公娼私娼全廃の理由」(『日本基督教婦人矯風会』一九一七)一―五頁。

(168) 次節で述べるように、一九二〇年代に入って「からゆき」は、シンガポールその他、各地で放逐されることとなったが、送還されて郷里に戻ってきた彼女たちの多くは、地域社会の冷眼視に耐えながら、ひっそりと暮らさねばならなかった。そうした女性群像を、「聞き書き」を通して掘り起こした山崎朋子氏の「サンダカン八番娼館」(筑摩書房)が出版されたのは一九七二年のことであったが、発刊前後から、当の天草地方でも少なからぬ反響が起こっている。その中で、地元の人活動でも活躍している六〇歳代の一女性は、同書が「天草全体を汚らしい無知貧乏の島と思いきや、こんだけさびさびの著書」であるとして、次のように論難している。「からゆきさんは天草の悲しいそして拭えない汚点である。でもそれはほんの一部九牛の一毛にもすぎない人達の残した気の毒な足跡である。(中略)すべての天草の女性がこのような無貞操なダラシのない女性と見てもらうては真に心外である。屈辱に絶えない」(傍点引用者、鶴田文史「からゆきさんと天草地域史」、『天草の歴史物語教育』天草文化出版社、一九八六、六一頁)。もとより、「からゆき」の出身地は天草地方に限られるものではなく、島原地方出身の方がはるかに多い。また、地区においても天草諸島全域に及ぶものではなく、下島の高浜、富岡、志岐、上津深江、鬼池、佐伊津等、そして上島の赤崎、湯島等であり(『天草の歴史』本渡市教育委員会、一九六二、二二―八頁)、海外に出稼ぎをした天草出身の女性たちすべてが娼婦になった訳でもない。しかし、右記のような発言そのものが、かえって、現在にも及んでいる「からゆき」に対する根深い差別と分断意識を示唆しているのではなからうか。

(169) 時期的には前後するが、山室軍平の『社会廓清論』(警醒社)が刊行されたのは、一九一四年のことであったが、同書で山室は、「からゆき」問題についても一章を独立して設けている。彼はその中で、「日本の醜業婦が海外に赤恥を晒して居るのは、ただ馬來連邦だけでなく、それこそ南滿州、北清の辺りは言うもさらなり、西比利亞にも、印度にも、南洋にも、阿弗利加にも、太平洋沿岸にも、到るところ彼らの徘徊しないところはないような有様」と、「からゆき」の分布が一層、広域化していることを

嘆じ、その総数が二二、三六二名にも及んでおり、当時の海外における居留邦人総数約三〇万のうち、その約一割を占めているという統計を紹介しているが(同書、中公文庫版、一九七七、二五二―二五五頁)、実数はそれ以上であろう。

- (170) 久布白「婦女禁売問題と婦人矯風会」(『婦人新報』第三三二号、一九二五・一〇・一)五頁。ただし、この請願は採択されたものの、翌二年五月の『婦人新報』には「請願が出ても顧みられないと云ふのは全く婦人の聲の無視された結果」との報告があり(NOK「第四十五議會に於ける法律請願運動」同誌、第二九五号、一九二二・五・一五、一九九頁)、その後も黙殺され続け、議案として上程されることはなかった。

- (171) 外務省「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル諸条約説明書」(一九二五・六)。引用は、前出、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成』第九卷(「人権・廃娼II」)一一一頁。なお、同条約の成立過程、日本政府側の対応、当時の新聞各紙の報道等については、安部磯雄「国際連盟と醜業婦売買問題」(婦人矯風会、一九二五)が詳しい。研究としては、小野沢あかね「国際連盟における婦人及び児童売春禁止問題と日本の売春問題―一九二〇年代を中心として」(津田塾大学国際関係研究所「総合研究」第三号、一九九五・一二)が、この間の経緯を扱っている。

- (172) 伊藤秀吉「紅燈下の彼女の生活」(実業之日本社、一九三二)四三二頁。

- (173) 前掲、外務省「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル諸条約説明書」一一二頁。

- (174) 社説「婦人売買禁止条約―公娼は廃止出来ぬか」(『東京朝日新聞』一九二五・八・二九)。

- (175) 「婦女ノ人権保護ニ関スル法律案」(衆法第二一号、一九二二・七)。同議案は、前出、市川房枝編『日本婦人問題資料集成第一巻』に収録されている(同書、三四三―三四四頁)。

- (176) 「婦人禁売條約問題懇談会」(『婦人新報』第三三二号、一九二五・一〇・一)二九一―三〇頁。同懇談会の発起人には、井上哲次郎、金杉英五郎、浮田和民、沢柳政太郎が、さらに賛成人として男爵阪谷芳郎が名を連ね、当日の出席者は、矯風会関係者をはじめ、小崎弘道、原胤昭、湯浅治郎等、キリスト教界をはじめ、山田わか、西川文字、安井哲子、河合道子といった多彩な顔ぶれで、一八〇余名の参加者があった。なお、この時の決議文は、『廓清』にも掲載されている(『婦女売買条約と輿論』同誌、第一五巻第一〇号、一九二五・一〇・一〇、二〇頁)。

- (177) N・O・K「婦女児童禁売年齢保留撤廃について」(『婦人新報』第三四八号、一九二七・三・一)一三頁。

- (178) 高島「公娼制度を論じて婦女禁売に及ぶ」(『廓清』第一七巻第三号、一九二七・三・一〇)一二頁。

- (179) この時、久布白は「開会の辞」を担当し、各団体を代表して横山千代、佐藤千枝(以上、女子学生連盟)、岡田七雄、安藤政吉

(以上、学生排酒連盟)、小塩完次(国民禁酒同盟)、坂本真琴(廃娼期成同盟会)、高島米峰(廓清会理事)が登壇し、また、特別に賀川豊彦も講師として招かれ、「聴衆堂に溢れ為めに入場を謝絶するの止むなき」といった盛況であった(「婦女禁売問題講演会」同誌、第一五卷第一号、一九二五・一一・一〇、四〇頁)。

(180) 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』(廓清会婦人矯風会廃娼連盟、一九三二)三三九頁。

(181) N・O・K『婦女児童禁売国民委員会の設立』(「婦人新報」第三四三号、一九二六・一〇・一)二七頁。同委員会の元祖は、イギリスのピジランスアソシエーションで、日本における設立は、国際連盟勤務の杉村陽太郎からの要請を受けて、国際連盟理事長であった渋沢栄一の主唱によるものであった。なお、同委員会の組織会は、翌年の二月二六日に青山会館で開かれたが、この時の加盟団体は、廓清会、婦人矯風会、基督教女子青年会、仏教女子青年会等の一一団体であった。委員長には安部磯雄が選ばれ、副委員長には小崎千代子と、秋山花子(仏教女子青年会)が就いている(「国民委員会創立総会」『廓清』第一七卷第三号、一九二七・三・一〇、三〇頁)。

(182) 「婦人児童売買に関する建議案」大正十五年二月二十一日提出建議第一五九号(「婦人新報」第三三七号、一九二六・三・一〇)一〇―一二頁。

(183) 久布白『婦女禁売年齢保留撤廃』(婦選獲得同盟『婦選』第一卷第三号、一九二七・三・一)四頁。

(184) 大会発起人は、沢柳政太郎、金杉英五郎、安部磯雄、小崎千代子の四名であったが、渋沢栄一も賛成人として名を連ねている。

(185) 「婦女禁売問題同志大会」(『廓清』第一七卷第三号、一九二七・三・一〇)二二―二三頁。

(186) 前掲誌、二四―二五頁。

(187) おちみ『新嘉堡の問題―守屋三輪両女史の出發』(「婦人新報」第三五五号、一九二七・一〇・一)二〇―二二頁。

(188) 島田三郎『移民問題と我風俗』(『廓清』第九卷第二号、一九一九・一一・一〇)四―五頁。

(189) 前出、入江『邦人海外発展史下巻』二二七―二三〇頁。前出、森克己『人身売買』二三〇―二三三頁。矢野暢『南進』の系譜(中公新書、一九七五)四三―四四頁。西岡香織『シンガポールの日本人社会史』(芙蓉書房出版、一九九七)七五頁。前出、清水・平川『からゆきさんと経済進出』四一―四六頁。

(190) 竹村民郎氏は、一九二〇年をもって英国シンガポール政庁が、シンガポールのみならず、マレー半島全域の娼楼を全て廃止したと記述しているが(前出、竹村『廃娼運動』九一頁)、これは誤りであろう。

(191) 「海外醜業婦救済問題報告会」(『廓清』第一七卷第二号、一九二七・一二・一〇)一九頁。

- (192) 社会福祉法人慈愛会編『慈愛寮百年のあゆみ』(ドメス出版、一九九四)二〇三—二〇四頁。
- (193) 一九二七年をもって矯風会は、それまで持続的に展開してきた「海外醜業婦取締請願」を打ち切ることにしたが、それは、同年二月に、懸案とされていた「婦女禁売条約」の二つの留保条件のうち、年齢保留については撤廃されることになり、「この批准と共に一先づ其使命を果せしもの」との判断によるものであったという(前出、久布白「左甚五郎の作」『婦人新報』第四〇〇号、一九三一・七・一、二二頁)。
- (194) 久布白は、翌二八年三月にエルサレム万国宣教会議の日本代表の一人として派遣されたが、その帰途に彼女は、欧州各国の廃娼実施後の実情を視察するとともにシンガポールにも立ち寄って、現地の英国官憲による娼婦追放に関する調査をして、その結果を廓清会婦人矯風会連合調査部に報告している。それによると、当該地では、二六年三月より、英国華民保護局によって既に一八の売春街のうち九街が取去されており、一八三の娼館中、六八軒が廃業に追い込まれ、次々と中国人娼婦が送還される運びとなつて、次年には「英本国の廃娼法律」が施行されるという。そうなれば、現地に残っている私娼たる日本女性も処罰の対象となつて、さらにマレー半島の百数十名の公娼も同様の運命に置かれることが予想されるので、外務省を通して日本領事館に対応を急いでもらうように督促している(久布白「新嘉坡売笑婦送還実相」『廓清』第一八巻第四号、一九二八・四・一〇、二六頁)。
- (195) シンガポールにおける在留邦人による廃娼の実施をめぐる、南洋及日本人社編『南洋の五十年—シンガポールを中心に同胞活躍』(章華社、一九三八)は、「一等国民として堂々土庫に事務所を開設し、馬來半島でドシドシ保護護園を經營しているのに、同胞である女が素足で通ふ國違ひの玩弄物となつて居るのを其儘に放置して居る事は出来なかつたに相違ない」と記している(同書、一五三頁)。
- (196) 守屋の報告によれば、当時、シンガポール在留の「からゆき」の平均年齢は三五、六歳であり、中には六〇歳近くの女性もいたという(守屋「恥と信仰」『婦人新報』第三五八号、一九二八・一・一、二二頁)。そして、「横夫等の手にしばられて考も思も自由をもたない十五六の時、それも小学の二二年位の教育程度で密航して来た彼女等は、住む事永いのは三十年二十年短いものでも十年十五年、その間に、只金の為に働く事より外なかつた」のであった(守屋「シンガポールに於ける我國醜業婦問題」同誌、第三五七号、一九二七・一二・一、一〇頁)。
- (197) 前出、金「遊女・からゆき・慰安婦の系譜」二四八頁。
- (198) 外務省『醜業婦渡航取締ニ関スル外務当局ノ訓令通牒』五頁。及び前出、竹村『廢娼運動』九二頁。
- (199) 一九二一年に長崎憲兵分隊が実施した統計報告によれば、それらの地で娼妓稼業する女性のうちで、長崎県出身者が二、七二二

名、天草出身者は六六八名にも及んでいる（前出、森崎「からゆきさん」二三二―二三三頁）。

- (200) ジョーンソン調査団の派遣は、それまで日本政府が築き上げてきた公娼制度擁護の論理を動搖させ、その結果、ついには一九三四年一月に、内務省から廃娼の具体的方針が表明されるに至ったが、その経緯については、小野沢あかね「國際的婦女賣淫論争（一九三一年）の衝撃―日本政府の公娼制度擁護論破綻の國際的契機」（津田塾大学『國際關係学研究』第四号、一九九八・三）が論及している。

(201) 「ジョーンソン報告書要綱―調査団の眼に映じた日本事情」（『婦人新報』第四二二号、一九三三・四・一）二二頁、及び一五頁。

(202) 前掲、「ジョーンソン報告書要綱」一八頁。

(203) 前掲、「ジョーンソン報告書要綱」一六頁。

(204) 天草郡一五役場からの回答結果については、中間報告として、この年六月の『婦人新報』で紹介されている（「九州部会」同誌、第三六三号、一九二八・六・一、五一―五三頁）。

(205) 平野「島原天草―町村役場は斯く答へる」（同誌、第三七三三号、一九二九・四・一）二〇―二二頁。

(206) 「九州部会總會決議事項」（同誌、第三八二二号、一九三〇・一・一）三八頁。

(207) 「九州部会第十七回年会」（同誌、第三九三三号、一九三〇・二・一）四九―五〇頁。

(208) この問題に対して、一九三一年一月、廓清会婦人矯風会廃娼連盟によって、東京帝国大学農学部橋本成之と明治学院高等部の松宮一也の両名が、実地調査を目的に山形県最上郡小国村に派遣されている。その結果報告は、同年二月以降、『廓清』誌上で「農村の疲弊と人身売買問題」と題して、全六回にわたって連載され（同誌、第二卷第二二号、一九三一・二・一〇―第二二卷第六号、一九三二・六・一〇）、翌三二年には同連盟から出版されている。

(209) 石毛「廃娼後の長崎県（二）」（『婦人新報』第四九七号、一九三九・八・一）九―一頁。

(210) 「在外売淫婦取締法律制定に関する請願書」（同誌、第二二二号、一八九九・一・二〇）二三―二四頁。

(211) 林「御大典記念事業解説」（『廓清』第五卷第九・一〇号、一九一五・一〇・一）二二頁。

(212) 「基督教婦人矯風会第廿八回大会記録」（『婦人新報』第二七三三号、一九二〇・五・一五）一九頁。これ以降、矯風会は、活動の中心を女性参政権の獲得に移行してゆくことになるが、その契機について久布白は、「公娼全廃教育運動を起こして滿五ヶ年、私は、飛田の問題と云ひ、又三沢千代野の問題と云ひ、失敗に失敗を重ねて、真実をび得た事は、力の必要と云ふ事です、如何に正義であり人道で在つても、其処に力が伴はなければ、其正義も人道も実行する事が出来ませぬ」と、政治的影響力の限界を

- (213) 痛感したことを披瀝している（久布白「大正拾年の大会を迎へんとして」同誌、第二八二号、一九二二・二・二〇、七頁）。
- 久布白「婦人と人權」（同誌、第二六七号、一九一九・一〇・一五）四頁。しかし、彼女が「海外醜業婦^{ウチヤウ}に対する積極的方針」として掲げていることといえは、「国内に於て、適當なる工業を起こす事、健全なる殖民地、又移民地を、國民に与ふる事は最も必要な」といった内容であつて、樂觀のそしりは免れない。さらに不思議なことは、「からゆき」問題の解決には、女性たちの経済的自立が必要とする主張が、『婦人新報』には全くと言つてよいほど認められない点である。それは、日本在住の外国人矯風会々員の大会決議において、「天草島原地方より夥しき女子が外国へ渡航する一因は、産業及び経済上の状態に由る」として、「婦人矯風会本部と協力して醜業婦^{ウチヤウ}目的の女子の渡航を防止する為に此等窮迫せる地方に於ける人々の為に産業上の設備を獲得するを援助する為に明確なる方法を執る事」が決議されているのとは対照的であつた（在日本外人矯風会大会決議（二）同誌、第二六八号、一九一九・一一・一〇、二二頁）。
- (214) 久布白「全国の教化せらるゝまで」（同誌、第三〇号、一九一六・八・二八）六一七頁。
- (215) 久布白「立て戦闘は将来に有り」（同誌、第二三三号、一九一六・一・二八）八九九頁。
- (216) 前出、久布白「婦人と人權」六頁。
- (217) 久布白「婦人の権利と公娼制度」（同誌、第二六八号、一九一九・一一・一〇）一頁。
- (218) 前掲、久布白「婦人の権利と公娼制度」四頁。
- (219) 前出、久布白「婦人と人權」六頁。
- (220) 前出、久布白「婦人の権利と公娼制度」四頁。
- (221) 久布白「石叫ぶべし」（同誌、第二六一号、一九一七・四・一三）四頁。
- (222) 久布白「貞操の觀念と國家の将来」（同誌、第三一一号、一九一六・一〇・五）七七八頁。
- (223) 久布告「矯風会は何を以て國家に貢獻するや」（同誌、第二三三三号、一九一六・一二・五）七一九頁。
- (224) 前出、久布白「歌ひて進め」七頁。
- (225) 久告白「矯風会の内的歴史」（同誌、第二四一号、一九一七・八・一〇）七頁。
- (226) 久布白が娼娼問題に関心を抱くようになった直接の契機が、存米時代に「からゆき」と遭遇した時の経験であつたことは、よく知られている。彼女は、パークレー神学校在学の頃に、オークランドで日本人娼娼問題が起こつた際に、通訳として調査に立ち会ツたが、その時、自分と同年配の娘が、自由娼業を勧告したアメリカ人牧師に対して「私は自分の好きでしています。ご心配

はいりません」と、救いの手を拒んだのを目撃して愕然とした。そして、同胞女性として激しく羞恥し、それまで抱懐していた「日本婦人なるもの」に対する尊敬と信頼が根本から揺らぎ、こうした貞操感覚が矯正されない限り、「この種の婦人の簇出はやむをえない」と痛感したという（久布白「廃娼ひとすじ」中央公論社、一九七三、中公文庫版、一九八一、六九一七〇頁）。しかし、当時の彼女に、「これは私が好きのんでやっていますのです」と、あけすけに言い放たざるを得ない、「からゆき」の重苦しい心理的境遇に思いを馳せることを期待するのは酷であろうか。

(227) 創立期の矯風会主意書には二通りのものがある。一つは、『女学雑誌』第六五号（特別広告欄）一八八七・五・二二）に掲載された、佐々城豊寿の起草とされるものであって、今一つは、この矢島によるものであり、こちらの方は同誌第七〇号（一八八七・八・六）に掲載されている。同文は、勸告文として一、〇〇〇部を印刷して各方面に配布されたが、両者を比較検討した片野真佐子氏は、いずれも矯風事業について総花的に書き連ねた内容ではあるが、最大の相違点は、勸告文が「日本の近代化の功績を皇室の恩恵に帰し、矯風事業を皇室にたいする報恩と位置づけている」点にあり、前者が「矯風事業の推進主体を女性自身とし、女性が蒙ってきた弊風を除去して女権の拡張を図り、さらにそこから進めて男性社会の弊風も除去し、文字通り国家の矯風をめざさんと」したのに対し、後者の方は「これを皇室に求めて矯風事業の展開に上下の関係をもちこんだ」と指摘している。さらに、『東京矯風会雑誌』創刊号に掲載された浅井柞の手になる「矯風会之目的」（同誌、第一号、一八八八・四・一四）の主張は、むしろ第一の主意書に近いとして、ここに、佐々城、浅井の両名が、相次いで矢島を中心とする矯風会の運動路線から離脱していった遠因を見ている（片野「浅井柞覚書―忘れられた女性プロテスタント」（富坂キリスト教センター編『近代日本のキリスト教と女性たち』新教出版社、一九九五、一三一―一七頁）。

(228) 前出、『日本キリスト教婦人矯風会百年史』五二―五三頁。

(229) 矢島「国家に対する基督教婦人の態度―地久節祝賀の由来」（『婦人新報』第一八〇号、一九二二・六・二三）一一―一三頁。

(230) 「大行天皇陛下の崩御を悼み奉る」（同誌、第一八一号、一九二二・八・一〇）一頁。

(231) 「嗚呼明治天皇陛下」（前掲誌）三頁。

(232) 林「御大典記念事業につき問はれたるに答ふ」（同誌、第二二八号、一九二五・八・二八）四五頁。

(233) 矢島「奉祝の真意」（同誌、第二二〇号、一九二五・一〇・二八）一頁。なお、この大正天皇即位儀礼に当たって、島田三郎、徳富蘇峰ら一五名のキリスト教関係者も叙位叙勲の恩命に与ったが、女性としては津田梅子とともに矢島も加わり、勲六等寶冠章を受けている（土肥昭夫「近代日本における天皇即位とキリスト教」富坂キリスト教センター編『キリスト教と大嘗祭』新教

- 出版社、一九八七、一七三頁、及び「矢島会頭の光栄」『婦人新報』第二二二号、一九一五・一一・二八、一頁。
- (234) 与謝野「鏡心燈語」(『太陽』第二一卷第九号、一九一五・六・二八)三八頁。
- (235) 久布白「矯風漫録(与謝野晶子女史に對ふ)」(『婦人新報』第二一九号、一九一五・九・二八)五一―六頁。
- (236) 与謝野「鏡心燈語」(『太陽』第二一卷第一三三号、一九一五・一〇・二八)一四九頁。なお、与謝野による矯風会、及び廓清会に對する批判については、片野真佐子「天皇制下の性と人間―廓清」に見る廓清運動の一面(『福音と世界』第三七卷第一二号、一九八二・一一、四三頁)、前出、同「婦人矯風会に見る廓清運動の思想―再び天皇制下の性と人間をめぐって」(二四五―二五一頁)が取り上げており、筆者もその論旨には多くを学んだ。
- (237) 村岡伊平治「村岡伊平治自伝」(南方社、一九六〇)二四―二六頁。
- (238) 大濱徹也「海を渡った女たち」(笠原一男編『日本女性史7近代の女性群像』評論社、一九七五)二二―二六頁。菅谷直子「侵略と性」(田中寿美子編『女性解放の思想と行動―戦前編』時事通信社、一九七五)二九八頁。吉見周子「売娼の社会史」雄山閣、一九八四)一三頁。
- (239) 前出、「村岡伊平治自伝」一四三―一四四頁、及び同書「年譜」一六一―一七頁。大濱徹也『庶民のみた日清・日露戦争』(刀水書房、二〇〇三)九四頁。
- (240) 前掲、「村岡伊平治自伝」一四七―一四九頁。
- (241) 棟田博『兵隊百年―明治のこころ』(清風書房、一九六八)には、クアラールプール郊外で原地人に身売りされた元カミンザをめぐり、やるせない逸話が紹介されている。それによると、この女性は、天長節の祝賀式を領事館の塀の外から参加するだけのために、紙の紋を張りつけた黒地の着物、赤皮の半長靴、孔雀の羽飾りの帽子といった異様な盛装をして、山道を降りる途中、密林に出没した虎に襲われて絶命したという(同書、三二―三三頁)。
- (242) 久布白「貞操問題に就て小学校職員に訴ふ」(『婦人新報』第二三七号、一九一七・三・二八)七頁。
- (243) 守屋「シンガポールに於ける我国海外醜業婦問題」(同誌、第三五七号、一九二七・一一・二)一〇頁。
- (244) 守屋「廓清問題所感」(『廓清』第一八卷第七号、一九二八・七・一〇)二五頁。
- (245) たとえば、三木民夫「社会問題の登場―日清・日露戦争と廓清問題」(鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗』第二巻日本評論社、一九八二、所収)は、当該期に生じた諸矛盾としての社会問題の中で、特に「農村の疲弊を根とする工女問題、公娼問題、それとの関連での壮丁確保政策の展開過程を埼玉県の場合を中心に検討」したものである(同書、一四八頁)。

(246) 矯風会の対外認識の歴史的推移については、早川紀代「帝國意識の生成と展開―日本基督教婦人矯風会の場合」(富坂キリスト

教センター編『女性キリスト者と戦争』行路社、二〇〇二)が概観し、その中で、同会の歩みが「日本近代の文明観と植民地帝國に発展した歴史過程を共有していた」との評価がなされている(同書、一八六頁)。こうした体質は、矯風会のみならず、戦前日本のプロテスタント教界の大勢が具有していた宣教の姿勢であった。

(247) 朝鮮における矯風会支部の活動、及び矯風会幹部の朝鮮観については、鈴木裕子「日本基督教婦人矯風会と朝鮮」(前出、同「フェミニズムと朝鮮」所収)を参照のこと。なお、同氏の編・解説による、前出、『日本女性運動資料集成』第九巻には、朝鮮、台湾、「満州」における矯風会各支部に関する『婦人新報』記事が収められている(同書、六三二―七三九頁)。なお、拙稿「一九三〇年代の廃娼運動について―キリスト教女性史の立場から」(同書付録『月報』一九九八・五)は、一九三〇年代の廃娼運動について概述して、問題を指摘したものである。

(248) 前出、久布白『廃娼ひとすじ』二三―四頁。

(249) 久布白「隣邦中華民国」(『婦人新報』第四〇四号、一九三二・一一・二一)一〇―二頁。

(250) 「時局に対する本会の態度」(同誌、第四〇五号、一九三二・一二・二一)七―九頁。

(251) 「満蒙罹災者救助募金」(前掲誌)一〇頁。

(252) 久布白「上海・南京訪問と日支の招来」(同誌、第四〇七号、一九三二・二・二一)一〇―二頁。

(253) 「内外婦人界」(同誌、第四〇八号、一九三二・三・二一)一四頁。

(254) 一九三九年一月一日に、候爵大久保利武、男爵井田馨楠をはじめ、丸山鶴吉、星島二郎、安部磯雄、生江孝之らの主唱によって、都下の各女性団体や教育機関の代表者が招かれて「純潔報國懇談会」が開催され、矯風会もこれに参加している。そして、「殊に国家未曾有の大事変に直面してゐる今日、而も長期建設の大豊富を以て国民の歩みが始められやうとする時、真に名実共に東亜の盟主たらんには先づこの恥づべき制度を廃し、淫蕩気分を一層する事が何よりの急務」として、「光輝ある我大日本帝國に国辱的制度即ち公娼制度の存置されることは遺憾の上なき処」「今や未曾有の非常時局に際し、国民生活の一大更新飛躍を要する時、公娼制度の存置が如何に風儀を乱し国家国民の品性及素質を蹂躪しつゝあるか又如何に人道上の大問題たるかはこゝに多言を要しない処」との主張のもとで、政府に対する公娼制度の撤廃要求を決議している(「公娼廃止に力強き結束―純潔報國懇談会開かる」(同誌、第四九二号、一九三九・二・二一、一四―二〇頁))。

(255) 林「婦人の覚悟」(同誌、第四七九号、一九三二・二・二一)二八―二九頁。

- (256) 林「昭和維新の大業は」(同誌、第四九〇号、一九三九・一・一)三頁。
- (257) 林「皇紀二千六百年」(同誌、第五〇二号、一九四〇・一・一)三頁。
- (258) 「第四九回矯風会大会」(同誌、第五〇六号、一九四〇・五・一)二二―二三頁。
- (259) 林「新年を迎ふ」(同誌、第五二六号、一九四二・一・一)二二―二三頁。この時点になると、矯風会の「純潔運動」は国防的な意味を濃くするものとなっているが、ガントレット恒子は、この年から開始された同会の厚生運動の目標をめぐって、「我が国が今日ほど人的資源の必要を認めないの事を思ひ、而も強健なる国家は、強健なる国民によつてのみ生成することを悉知するから」として、「日本民族は清浄を旨とする儀式や、心の潔白の尊重に尚一步を進めて、その性生活に於ても自他共に純潔を愛し、重んじ、その実現を招来し得る民族であるを信じ、尚一層の熱と希望を以て純潔日本の建設に當らう。実に純潔国防こそ目下の重大急務」と、その意義を高唱している(ガントレット「純潔国防」同誌、第五二五号、一九四一・一・一、二―三頁)。
- (260) 「大会に代る評議員会」(同誌、第五一七号、一九四一・四・一)一四頁。
- (261) 「第五十一回大会に代る評議員会」(同誌、第五二九号、一九四二・四・一)四一―四六頁。
- (262) 久布告「新年度に於ける我等の行く可き道」(前掲誌)八頁。
- (263) 久布白「社説」(同誌、第五三〇号、一九四二・五・一)三頁。
- (264) 鈴木裕子「従軍慰安婦・内鮮結婚―性の侵略・戦後責任を考える」(未來社、一九九二)三四―三七頁。
- (265) 講習会顧問には、徳富猪一郎(大東亜建設審議会委員)、松山常次郎(前海軍政務次官、阿部義宗(日本基督教連合会々々長)、吉岡弥生(東京女子医学専門学校長)が名を連ね、聴講資格は「十七歳以上の女子にして国民学校高等科卒業以上の者」とされ、講習科目には、毎朝の「皇道精神及日本婦道(基督教を根幹とす)」を筆頭に、「海外移住事情一般」「南方事情一般」「マレーの事情について」「北方及び南方の生活指導」、「民族衛生と救急法」、「救急法実地指導」、さらに「マレー語」「英語」といった語学等、殖民生活に必要なとされる教科に加えて「純潔講座」が設けられている。なお、興亜女子指導者講習会は、一九四三年五月まで、延べ七回開催されている。
- (266) 前出、竹村「娼娼運動」二〇―二二頁。久布白は、この「満州基督教開拓村」については大きな期待を寄せており、一九四二年三月の『婦人新報』の社説には、「満州国には萬をもつて数ふる青少年団が着々彼地に送られつゝある。女子のこれにづくものの必要は焦眉の急である」として、「我等は五十年來、海外女性の状態を苦しんで来たものとして、このために今後積極

的によりき苗を提供すると云ふ事に大なる責任を感じる」と述べ、ここに矯風会の「大なる使命」があると力説している（同誌、

第五二八号、一九四二・三・一、三頁）。

(267) 前出、『第五十一回大会に代る評議員会』六頁。

(268) 前出、久布白「新年度に於ける我等の行く可き道」九頁。

(269) 久布白「社説」（前掲誌）二頁。及び、同「矯風会の事業一呼吸のながい仕事」（同誌、第五三〇号、一九四二・五・一）一二頁。

(270) 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料（上） 戦場回想篇』（原書房、一九七〇）三〇二頁。及び前出、鈴木『従軍慰安婦・内鮮結婚』

五一―五三頁。なお、吉見義明氏は、こうした陸軍側の要請の背景として、シベリア、アジア、太平洋の各地に派出された「からゆき」に、長崎県出身の女性が多かったのに着目したのではないかと推論している（吉見『従軍慰安婦』岩波新書、一九九五、一六一―一七頁）。

(271) 一九三七年二月五日付の『長崎日日新聞』は、「復興の上海へ―慰問団や、従軍記者、娘子軍等」と題して、その前日に、上海に向かつて長崎港から出発する日本人居留民の光景を、次のように活写している。「戦塵一過、上海の空は明朗に晴れ渡つた、居留民の復興気分は物凄く、上海へ、上海へ―多種多彩の希望を抱く渡航物群は高らかに躍進譜を奏で、進出するのだ、四日午前十一時長崎出帆の上海丸は例によつて超満員だ、第二回衆議院上海方面皇軍慰問団民政党代議士青木亮貫氏を団長とする一行十一名、〇〇部隊へ転任の桑名照武部隊長、〇〇防備司令官園田海軍少将、其他復興の商都を目指す貿易商会員、報道陣の記者、其他大工さん等国防色と商戦々士の交響楽に混つて娘子軍が五十名ばかり冬の防備よろしく色とりどりのオーパーに身を固めてハイヒールも高らかに勇躍乗船して軍国調の中にも一脈の和やかな色彩を添へる、斯くて棧橋に黒山を築く見送り人の交す華やかな五色のテープの渦まきうちに四百五十名の明かるい微笑の氾濫を乗せて上海に向つた」（傍点引用者）。文中の「娘子軍」とは、「慰安婦」のことであろう。

(272) 田中保善『泣き虫軍医物語』（毎日新聞社、一九八〇）六六一―六七頁。